

第三十回国会 大蔵委員会税制並びに税の執行に関する小委員会議録 第八号

昭和三十四年三月二十日(金曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

小委員長 山本 勝市君

内田 常雄君

鴨田 宗一君

田邊 國男君

春日 一幸君

田万 廣文君

出席政府委員

総理府事務官

(公正取引委員)

大蔵事務官

(主税局長)

国税庁長官

通商産業事務官

(中小企業庁振興部長)

小委員長外の出席者

大蔵事務官

(主税局税制第二課長)

大蔵事務官

(国税庁間税部)

専門員

拔井 光三君

三月二十日

小委員栗村又十郎君同月十九日委員
辞任につき、その補欠として奥村又
十郎君が委員長の指名で小委員に選
任された。

同日

小委員押谷富三君及び古川丈吉君同
日小委員辞任につき、その補欠とし
て竹下登君及び田邊國男君が委員長
の指名で小委員に選任された。

同日

小委員竹谷源太郎君同月十九日委員
辞任につき、その補欠として竹谷源
太郎君が委員長の指名で小委員に選
任された。

本日の会議に付した案件

酒税の保全及び酒類業組合等に関す
る法律の一部を改正する法律案(内
閣提出第一七八号)

税の執行に関する件

○竹下小委員長代理 これより会議を
開きます。

税の執行に関する諸問題について調
査を進めます。

質疑の通告があります。これを許し
ます。山本勝市君。

○山本勝市君 たびたびお伺いし
ております物品税法の改正の中の第六
条四項の、自己のみの商標を表示すべ
きことを指示して物品を製造せしめた
販売業者を製造業者とみなす、この解
釈問題で、先般いろいろの場合を仮定
して、この場合はどうか、この場合は
どうかというところをお尋ねして、お答
えもありましたけれども、なお研究を
願っておいたので、実はその答えを今
日いただきました、こういうわけであ
ります。その前に、十一日の当委員会
における吉國さんの説明の中にある言葉
を、あらかじめちょっと申し上げてお
きたいと思うのですが、私が「自己ノ
モノ」という意味をお尋ねしたので対

して、吉國さんはこういうふうにお答
えておられます。「ただいまのお尋ねで
ございますが、「自己ノモノ」商標ヲ表
示スベキコトヲ指示シテ」製造セシム
ル」ということでございまして、たと
えば、この物品についてこういうもの
を作れ、それにはおれの商標だけつけ
ろ、お前の商標はつけちゃいかぬ。つ
まり、製造を命じた方が、自分の製品
としての形で作れということをやった
ものでございまして、云々という
のがあります。それからさらに、別の
ところでございまして、百貨店の場合
を尋ねましたのに対して、「この場合に
その表示をあらかじめ命じて作らして
入れてくる、場合に当てはまる、「あ
らかじめ」という言葉がここに入っ
てきておるのであります。

そこで、この間私が伺いたしたま
した数項目の一番の問題点といいたす
か、実際の執行上非常な混乱を来たし
しないかというところを憂えます点は、
「自己ノモノ」商標ヲ表示スベキコトヲ
指示シテ」として物品を製造せしめ
た、こういう点であります。この意味
がはっきりしない。ただいま読みまし
たように、たとえとしてあなたが言わ
れた「この物品についてこういうもの
を作れ、それにはおれの商標だけつけ
ろ、お前の商標はつけちゃいかぬ。こ
ういうように指示したときは、これは
はっきり指示して製造業者の意思を拘
束した、だから命じた者が、その通り
やってきた製品については、自分が製
造業者とみなす、この点はよくわか

る。そうではなくて、指示しないにか
かわらず品物を作った持ってきた、そ
の中からこれはよからうということ
で受け取った場合に、自己のみの商標を
表示しろと指示した、そして作らした
ということに当るか当らぬかという問
題であります。そういうことを申し上げ
て、この前の質問に対するはつきりし
た政府の解釈を伺っておきたいと思
います。

○吉國説明員 ただいまのお尋ねの
前に、この間の私の御回答のうち、
ちょっと釈明をしておきたいと思いま
す。前段の、はつきり商標表示を命じ
て、自分のものはつけてはいかぬ、こ
ちらのものをつける、これは一番明白な
場合だということをお申し上げたわけ
であります。あの「あらかじめ」とい
うことを申し上げたのは、あのときの御
質問は、百貨店が商品ので上がったも
のを見て、それではこれがよからうか
ら、これにマークをつけて持ってい
こうといった場合だと思えます。その場
合表示をして製造せしめるというの
どの段階で表示を指示させるのかとい
うお尋ねだったと思えますが、私は、そ
のと同時に、「あらかじめ」ということ
はあるけれども、商品が商標をつける
ことによって、そのものとしての製造
が完了するという段階が考えられる。
従ってその商標をつけて初めてその商
品としての注文価値をなせば、これは
「あらかじめ」ということになるであ
りましょうということをお申し上げた記

憶があるわけでございます。前提が
ちょっと欠けておりましたので、一つ
補足申し上げておきます。

そこで、この間の御質問の点に移り
たいと思いますが、元来この六条四項
の商標指示の規定は、販売業者である
もの、もちろん製造業者でもかまわな
いわけでありまして、当該商品につ
いては、販売の地位に立つものが、自分
の商標だけを付して、あたかも自己の
製造した物品のごとき形態で販売をし
ようとする場合に、事実上の製造行為
だけを他の業者にやらしてやる、こ
ういう場合を想定しておるわけでござ
います。法律の表現としてそれを表わし
たのが「自己ノモノ」商標ヲ表示スベキ
コトヲ指示シテ」という表現をとった
わけでありまして。ただ、この商標を
表示することを指示するということは、
その形態を言っておくことであります
から、その指示の仕方、それは契約の
やり方なり契約の履行を通じて判定す
べきものであることは、法律上当然で
あると思えます。そこで、問題は、
個々の場合にはいかになるべきかとい
うことだと思えますが、本来、現在の
商標法から申しますと、他人の商標を
みだりに自己の製品につけることは違
法行為になるわけでございまして。他人
の商標を自分が作つたものに付する
という場合には、他人の指示があるか、
他人の承諾があるか、少くとも暗黙
の承諾がなければ、他人の商標をつけ
られる筋合いのものではない。そうい
う趣旨から申しまして、通常の場合

は、他人の商標をつけてそれをその人に引き渡すという行為は、製造だけは自分分として、しかしその商品に対する製造上あるいは販売上の全責任は商標権者が負うという場合に限っておくと解釈するのが当然だと思ひます。これが現行の商標法における解釈である。従いまして、その場合には、原則として商標権者が製造責任を負うものであるというふうな考えをすべきでございましょう。ただこの商標がくっついていて、くっついてないということだけでは、先般もお話がございましたように、他人の製品を購入してそれに自分が商標を勝手につけたという場合等を考えると、いささか問題がございします。で、製造をする際に、商標が契約なり指示なりに基きましてその製造の段階に付けられるということとを条件にして、この法律構成をとったというふうな考えを考へておるわけでございます。

そこで、この間お尋ねのまず第一点は、下請業者が販売業者に無商標の見本を呈示した上、商標については何らの指示を与えられずに発注を受けたものであるけれども、その製造業者が、製造物品に、いわばサービスとして甲の商標をつけて持っていた、この場合どうだということお尋ねがあったわけでございます。これにつきましては、そのとき私が申し上げましたのは、普通は商標を勝手につけるというだけではできないはずで、サービスとしてつけたと申しまして、本来甲がそれをつけて持っていたということでは、商標法に違反をするわけでございますから、通常は、その場合暗黙の何らかの契約があるべきだろう。純粹に、違

法行為ということも無視して、全く甲は知らなかったという場合が、まあこれに当たったといたしますと、問題もありませんが、普通の場合は、そういう形態をとれば、おそらく甲は、乙の暗黙の指示なり同意なりを受けて、その商標を付したと考へるのが通常でありましょう、ということをお答え申したわけでありまして。

それから、第二番目は、乙が既製の物品に甲のみの商標を表示して同物品の買入れを甲に依頼し、甲がこれを承諾したので、乙はそれに基いて一定量の商品を生産して応じて作って、これを甲に持ってきたという場合、これが第二のお尋ねだと思ひますが、この場合は、先般局長も御答弁申し上げましたが、本来甲としては、注文する場合に、すでにでき上がった製品を見、そこに自分の商標がついておるといふことを見て発注しておられますから、その契約内容としては、そういう形のものを作ることを前提にしているという意味で、これはまさにこの条件に当てはまるものであらうということをお申し上げたわけでございます。この場合も、実は見本を持ってくる前に勝手に商標をつけていくことは、本来あり得ないはずでありまして、それは商標をつけた案を持ってきたにすぎないのだらうと思ひます。そういう意味で、その案を承認してこれによって作れという指示があった、こういうふうな考へるべきであらうというの、局長のお答えであつたらうと思ひます。

それから、第三番目は、乙—あるいは甲乙が逆になつておるかもしれませんが、お尋ねは、乙が販売者甲のみの商標を表示した見本を甲に呈示して、甲は、同見本の色彩、形態について取引の変更を勧めたが、発注はしなかったところ、乙は自発的に見本を改作して、これを甲に呈示した後発注契約が成立した。この場合は、やはり三と同じように、その商標の表示については、甲乙間に指示があったと認められる場合に含まれるというふうな解釈いたします。

なお、これらの点は、実を申し上げますと、契約の形態が千差万別でございまして、わが国におきましては、商標法の規定等につきましてもかなりルーズな慣習があるようでございします。その点を私どもとしても十分注意をいたしまして、判定する際には十分な実態判断をいたしたいと思ひます。さらに、こういうケースを十分検討いたして——基本的には今申し上げましたような解釈になるかと思ひますが、さらに十分な検討を経た上で、具体的処置をいたしたいと思ひます。さらに、この規定を適用いたしますにつきましては、再々申し上げておきますように、本来こういう形態で製造が行われております場合には、課税標準の点で相当な問題がございします。課税標準について、抽象価格という観点から、具体的な製造価格よりも相当大きな変更を加えて課税標準としなければならぬやうな事態、そういうやうなときがまさにこの六条三項の規定が適用されるべき場合だと思ひますから、そういう点も十分に勘案し、その上でこれらの解釈を確定していく必要があるかと思ひます。適用に当りますように、前々から申し上げておりますように、十分な判断をして、この六条三項の適用を受け得べきものである旨の通達をして、その上で実際に適用していこうと思つてお

ります。さらに具体的なケースについて十分検討をいたしたい。今お尋ねの点についてもさらに深く検討をして、もっと正確な意味で確定解釈を作り上げる、これも通達その他の形で明らかにしたいと思つております。

○山本(勝)小委員 これから十分検討されるということでありまして、きょう最終的な解釈を要求いたしました。せんが、これはかなりむずかしい問題だということ、私は、私に思ひます、お尋ねは、政府の方でも、具体的な場合になるとむずかしい問題があるというところは御了解だと思ひます。原主税局長の答弁の中にはこういう言葉もあるのです。「従来の規定も、また今回の改正も、その骨格とするとところは、経済上の実体的な製造者として世の中に存在するのはどちらかという点を見ようということでありまして。」

こういうことで、この注文した者と製造した者との関係が、「実体的」という言葉が不明瞭ですけれども、実質的に一方はただ命令を受けて作業しただけだ、そういうやうな場合もだれかの説明に出てきている。そういう場合、はつきり命じた方が資金も出してやる、原料も出してやる、あるいは商標も指示する、デザインも与える、そのかわり作ったものは、途中の過程においては形はどうであらうとも、責任は実質的に親工場が負うておるといふやうな場合があったとしたら、形式上のがれておればこれは不都合だということとはわかりません。しかし、これはみなし税でありますから、実際は製造業者でない者を法律上の解釈は製造業者とみなすというのでしよう。製造業者か製造業者でないかが不明確である場合

たい。また、実行につきましても、そういう調査をしながら、直ちに衝撃がいくような形にせざるに考えていくことも、考慮に値するものであらうというふうには、実はすぐにお答えができませんのは大へん申しわけないのでありますが、元来これは実際に當って調べてみなければならぬ問題でありますので、若干時日をかしていただきたいと思ひます。

○山本(勝)小委員　それから、第三点は、実は物品税法の改正でかなり大幅の改正をやったのですが、その中に多年懸案になっておたアンバランスを是正するというので、ある種の品物は大幅な税率引き下げをやったのであります。それで、やる前にも、ずいぶん全国からわれわれのところへ、むだなことですけれども、娘さんたちがはがきををたくさんよこしました。これはよこしたからといって一々読むこともできませんけれども、とにかくたくさんよこしたということは事実です。それで何年かの問題で下げたのですけれども、今度は別の形でこそっと値上りをするということになりますと、事実上大衆をだましたような結果になる。これは、政治的に、そういう誤解を引き起してはまことに政治家として好ましくない。それを心配しておたのです。が、それに対して、吉國さんは、そういう抜け道をやっておるのを今度は防ぐ、そういうのは、業者の全部ではなくて、ごく一部であるから、物価には影響しないという答弁で、それならけっこうです。けっこうですけれども、まあしかし、いろいろ調べてみま

は從來安く作らしておったものの全体の数量がどれくらいになるかというところの問題になります。ごく少数のものがやっておったのを押えるなら上りまさんけれども、しかし非常にたくさんさんの割合を占めておった場合には上ると思う。ひどいのは倍くらいになるというふうなことを、組合から何か書類でいつてきております。これは私は実際はどうなるか知りませんが、かりに倍になるといふことがあったら、それこそ今私が申しましたような非難を受ける。これは絶対に上らぬといふこともおそろしいでないでしょうが、どうでしょう。

○吉國説明員 この前も実は申し上げましたが、今度の六条三項の規定が適用になるという業界は、ある程度限られてくるだろうといふことを申し上げたわけですが、たとえば、化粧品であるとか電気器具の業界等に、そういうものがある程度あるといふことを申し上げたのであります。問題は、今御指摘のありましたのは、口紅等が税率が半分になったところが、逆にその課税標準が上がったために、それがオフセットされてしまふじゃないかといふお尋ねであつたわけでございます。これは、実はすでに御承知と思いますが、昭和三十三年の政令改正以来、いわゆる一定率といふものを適用してきております。これは小売の価格を新聞紙等に表示したものに付きましては、その小売価格に対して課税標準として課すべき価格を何割という法定をして、その法定したものに基いて納めるという制度ができておるわけでありまして、これは一種の抽象価格をさらに徹底した考え方でありまして、この一定率

というものを化粧品についても適用しておるわけでありまして、この一定率を見てみますと、化粧品の場合は、大手のものとはほとんど一定率の適用を受けておるわけでありまして、この一定率に対して、今仰せられましたような形をとつておりますのは、またそれよりぐつと低いわけでありまして、その一定率を作ります際に、私どもも意外に低い業者があるといふことに驚いたわけでありまして、口紅などの例をとつてみますと、名前を申し上げますといけません、たとえば大手筋の有名な化粧品屋などは、みずから作つておりますので、一定率のちょうど一ぱいまでのわけでありまして、その中に、二、三それから上るかは、それと、一定率を適用すると損してしまふといふのが出ております。今の制度では、その一定率を適用しようとする者は、大臣告示で名前を告示することになっておりますが、一定率の適用を希望しない者は告示しないのであります。そういう業者は依然として低い税率で報告しておる。そういう点から申しますと、一例であります、口紅などの場合は、大多数の商品については一定率が適用されておる。通常の課税標準価格が今のようないふのが実情のようであつて、もちろん、こまかいものでいろいろ洗つてみますと、ただいま仰せのように、かなり多くのものがそういう御心配がおりかと思ひますが、今度の引き下げをいたしました一番大きな対象である口紅について見ますと、先般私が申し上げましたように、なる

ほど特定の業者のものの課税標準価格はかなり上るがために、税率が半分になつても税額は半分に減らない、あるいは減るはずのものが半分くらいになつたといふ結果が出るかもしれないと思ひますが、大多数の業者につきましても、この半減の効果がそのまゝ出て参ると思ひます。その点で、ある商品については値上りせざるを得ないかもしれないませんが、総体の商品標準としては、やはり税率が下つた通り下げてくれれば下げ得るという状態にあると私ども思つておりましたが、な個別に商品について検討したいと思ひます。

○山本(勝)小委員 値上りするかしなにか、私も自信がないので、これはたまたま上るなら困るということだけで、先ほど、吉國さんの答弁の中で、商標の問題で、商標といふものはこういうものだと、いろいろ話がありました。私は、商標といふものは、生産者としての商標もあり、加工者としての商標もあり、また販売業者としての商標もあるんだと思ふ。そこで、百貨店の場合などは、これは生産者としての商標などといふものがあつたとしたら、たまたまの例外的なものであつて、百貨店といふものは販売業者なんです。だから、百貨店の商標といふものは、これはメーカーとしての商標じゃないか、販売業者の商標だといふのは常識的に考えます。また、世間、百貨店が製造業者であるとは考へていない、あれは販売業者としての商標人だと思ひます。ですから、商標といふものを一つだけつけておれば、世間はそれを生産者として認定するといふが、そうではなくて、商標法の中にも生産、加工、

販売云々と書いておりますので、そのそれぞれについて商標が持ち得ると私は思ふ。つまり全然生産をしない人は商標を持てないが、販売だけやっておつても持てる。だから、販売者としての責任はそれは消費者に対して負いますけれども、しかしそれは生産者としてということではない。法律で無理に男は女だと認めてやるのだといふことにしてやるなら別ですけれども、見なしたからそういうことになるのであつて、普通の常識から申しますと、それは無理だと思ふのです。

それから、もう一つ、あるメーカーが自分のところでも作つておる、しかし一部分を安く出しておるというのを申されましたが、実際に私がいろいろ研究したところでは、自分のところで作るものと、それから小さな零細業者の家の工業、手工業的なところへ出しておるものとは、品物は違ふのだといふふうに私は見ておる。それは、名前は同じでありまして、自分のところで作るものは主としてマスプロ、つまり大会社がマスプロでやるものは自分のところで作つておる。しかし、小さい業者にやらす方が、かえつて品物もよくできるといふので、そこでは適切なものを小さいところへ出しておる。これは一般的にそうであると思ふ。特別に、つまり税をのがれるためにやるような場合は、私は研究してないが、それはないとは言えないでしよう。ないとは言えないでしようが、しかし、私の調べたところでは、同じ名前がついておるが、ある種の型の物は自分のところで作る、他の型の物はよそで作らせる、こういうことになっておるのではないか、これが一つの点。

重ねて質問だけ先にしておきますが、これはどう思ふかといふことと、それからごく零細な家内工業、小工業といふものは、やはりそれぞれ一つの特徴があるんですよ。だから、特に特徴があるから、その特徴のところへそれが持つていかれておるのだ。なるほど安いには安いけれども、その安い高いといふことは何を標準にして安い高いといふかといふ問題、これは労賃の高い安い、あるいは物価が高い安いといふのと一語であつて、同じ物がよそで高く作られておる、にもかかわらずそこだけが特に安く作られておるといふのなら、これは特別にそこが安いといふことは言えませんが、しかし、同じような条件の業者がどこへ行つても大体同じような値段でやるといふことになれば、それはつまりノーマルな値段であつて、それを特別に安いといふことは言えぬのであります。

それから、最後に聞いておきますが、これははっきりした言葉で一つ答えてもらいたい。よろず百貨を売つておる百貨店の品物といふものは、その百貨店のみのマークをつけて販売しておるものといふものは、大体この適用を受けるのか受けないのか。例外はあり得るであらうけれども、原則的に対象になるのかならぬか、この点を一つお答え願ひたい。

○吉國説明員 百貨店の商標は販売商標ではないかといふ点、確かにこもつともだと思ひます。現在の商標法では、なるほどいろいろな意味で商標が持ち得るといふことをいつておりますが、その商標自体の区別は商標の中に表われる形になっておりません。たとえば、これは販売商標であるとか、あ

るいはこれは製造商標であるとか、あるいはこれは保証商標であるとかというところは書いてなくて、むしろそれが製造の商標がついておる、あるいは製造者の表示があり、そしてそれにさらに売りさばき人の商標がついている場合には販売商標という解釈をとられる、そういう意味で区別ができるということになりますので、そこで何もないところに商標がついておれば、普通は製造商標というふうに考えられるというのが今の解釈でございます。そういうところについて問題があるわけでありまして、ただ、先生のおっしゃいますように、百貨店の場合にはむしろ販売業者であることに間違いのないのだから、三越と書いてあれば販売商標ではないかという常識的な解釈もあり得ると思うのでありますが、その辺はさらに法律的な点を掘り下げてみたいと思います。

それから、自分のところで作る物とよそに出す物は性質が違ふのじゃないかという点、これは確かにそういう点でございます。もちろん、先ほども申し上げましたが、自分のところで全然同じ物を作っておって、一部を出しておるという例もございします。しかし、自分のところで作るよりも、手工業的なもので、むしろ下請に出した方がより有利だというのは、自分のところでは作らずに出しておるという例もあるわけでありまして、また、そういう場合には、その次のことにも関連いたしますが、零細業者特有の製品になる可能性があるわけでありまして、そういうものにつきますのは、むしろこういう制度が適用になったからそれでは自分のところで作ろうという、親会社と契約をやめてしまうこともない。

これはやはり特色として残っていくのじゃないだろうか。むしろ、私どもはそういう特色のあるものが買われて、場合によっては、先ほどおっしゃいました、この規定があるために、零細業者が非常に損してしまふ、注文を失ってしまふという危険は、そういうものの方がかえってないであらう。同じ物を作るのに、自分も作り相手方も作っている、税金が安いからといってここに作らせておくというものが、危険が多いと思います。

それから、安い高いはどう判定するかというお話でございますが、これは、先ほどおっしゃいましたように、同種の製品が全体として安く売られておるのだからという場合は、物品税法本来の考え方から申しますと、製造業者が通常の卸売の形態で不特定多数の者に提供した場合に生ずるであろう価格というものが、物品税法の原則であるわけでございます。そういう形で、その商品が本来安い価格で売られておるのだというところになれば問題はない。低くというところは、いえないわけでは、しかし、反面に、なるほどこういう特色のある製品を作っておるけれども、中小業者にとりて零細業者の場合は宣伝もできないし、従って販路も開けない。従って、いい物は作るのだが、自分で売ろうやがない。そこで力のある、販売も宣伝力もあり、名前も売っておって、その商標を利用することによって高く売りさばけるといふ場合に、こういう形がとられると思うのでございしますが、その場合には、まず物品税法で予想しております製造業者の通常の卸売の形態で、一般の不特定多数の者に商品を提供した場合という条件の価格

が製造業者のところでは出て参らぬわけでありまして、その製造業者から商標を指示した販売業者のところに付て、その販売業者があたかも製造業者であるかのような形において、今の物品税法の抽象価格の規定が適用される条件が満たされる、つまりその買入れた販売業者が、いわば卸売の形態において不特定多数の者に初めて持つていくということになるわけでありまして、そうなりますと、その宣伝の費用であるとか、あるいはその商標が今までできたところによるいろいろな償却であるとか、そういうような一般管理費的なものは当然相当な価格に上りますから、最初の製造業者が作った裸の価格にそれがプラスされて、たとえば百円で作った物が、その商標指示者のところへいけば、それが二百円で売られて、それがまた普通の卸売の通常の価格であるという形態になるのが典型的な場合じゃないだろうか。そういう場合には、まさに製造者の百円という価格には、一般の通常の抽象価格の観念から申しますと低過ぎるのであつて、その場合は二百円でなければならぬ、こういうことになるのであります。そこで、安い、低いという問題は、そういう観点から見ると、この商標指示をしておれば、多くの場合は、販売商標を指示した商標権者が売るとき通常の価格が課税標準の価格たるべきものであるということになるだろうと思ひます。それがつまり、普通の場合には、製造、それから中間の卸、小売と三段階になるわけでございますが、商標を指示した場合には、まず商標権者のところに直接総量がいくわけですから、ここで初めて製造業者は一般の者に對

して通常の形態で総量売りさばくという格好になりますから、一段階多いわけですから、従つてその課税標準価格はどうしても低くならざるを得ないといふのが普通の形じゃないだろうか。百貨店の場合には、確かに、そういう段階から申しますと、いきなり小売段階になるという点で、若干形態の差異があるかもしれない。従つて、その場合には、課税標準としては、百貨店の販売価格から小売マージンを差し引いたところで、たゞ製造とみなされても、課税標準は七割ということになるわけでありまして。

合は適用があり得ると思ひます。ただ、百貨店の場合、多くはあとから商標をつけるという例が多いようでございますから、実際上は、適用のある場面は少ないと思ひます。また、課税物品では、実際調べてみてもきわめて少いというところは申せませんが、理論的には、百貨店は全然はそれというところは言い得ない。ただ、先ほど仰せの販売商標という点は、さらに法律的にも十分な検討をいたしたいと思ひます。

百貨店の場合にどうなるかということのお尋ねでございますが、百貨店の場合、先ほど私も申し上げた、百貨店の場合にはあまり適用がありませんと申したのですが、しかし実際はたくさんついてるじゃないかというお話でございます。確かに、ワイシャツとかかばんとかは、三越なら三越の商標だけつけているというのがあるわけですが、実は私も調べましたのは、課税物品について調べたわけですが、課税物品ではあまりない。と申しますのは、かなり現在の課税物品でございまして、物自体が課税されておるのは上等なものになつて参りますから、やはりメーカーなりメーカーの名が通つておりませんと価格が低い。むしろ、百貨店の名前がつくよりは、メーカーの名前がついて出た方が価値が多いという場合が多いわけでありまして、割に課税物品では少ないというのを申し上げたわけでありまして、この百貨店の場合であつては、この規定にびつたりと当てはまるように、百貨店が指示をして、そうして製造の段階から入れてくるという場

合は適用があり得ると思ひます。たゞ、百貨店の場合、多くはあとから商標をつけるという例が多いようでございますから、実際上は、適用のある場面は少ないと思ひます。また、課税物品では、実際調べてみてもきわめて少いというところは申せませんが、理論的には、百貨店は全然はそれというところは言い得ない。ただ、先ほど仰せの販売商標という点は、さらに法律的にも十分な検討をいたしたいと思ひます。

百貨店の場合にどうなるかということのお尋ねでございますが、百貨店の場合、先ほど私も申し上げた、百貨店の場合にはあまり適用がありませんと申したのですが、しかし実際はたくさんついてるじゃないかというお話でございます。確かに、ワイシャツとかかばんとかは、三越なら三越の商標だけつけているというのがあるわけですが、実は私も調べましたのは、課税物品について調べたわけですが、課税物品ではあまりない。と申しますのは、かなり現在の課税物品でございまして、物自体が課税されておるのは上等なものになつて参りますから、やはりメーカーなりメーカーの名が通つておりませんと価格が低い。むしろ、百貨店の名前がつくよりは、メーカーの名前がついて出た方が価値が多いという場合が多いわけでありまして、割に課税物品では少ないというのを申し上げたわけでありまして、この百貨店の場合であつては、この規定にびつたりと当てはまるように、百貨店が指示をして、そうして製造の段階から入れてくるという場

合は適用があり得ると思ひます。たゞ、百貨店の場合、多くはあとから商標をつけるという例が多いようでございますから、実際上は、適用のある場面は少ないと思ひます。また、課税物品では、実際調べてみてもきわめて少いというところは申せませんが、理論的には、百貨店は全然はそれというところは言い得ない。ただ、先ほど仰せの販売商標という点は、さらに法律的にも十分な検討をいたしたいと思ひます。

だから、自分がつけない方が有利だと考えれば、つけないで販売業者に渡して、販売業者の販売だけの責任で売ってもらおう、こういうことが当りまえのことであって、原則的に申しますと、そういう場合に二つの商標をつけるというようなことはむしろあり得ないことなんです。販売業者が別な包装でやるということは別にしまして、その品物自体に固定的な商標を二つつけるというようなことは、これは実際両方とも損になりますからしないのであって、この適用を受けないために生産者が商標をつけるわけだと言うけれども、それは商標権というものは権利ですから、何も届けてなくてもいいし、届けておいても必ずしもつけないければならぬ。つけないければ、それはほかの商標をつけた者をメーカーと認める。ですが、権利の場合は違うのではないかと。これは答弁をいただかなくていいが、とにかく問題が非常にたくさんあるということで、なお一そう御研究願いたいと思います。私は、そういう質問を留保して、この点はきょうはこれで終ります。

なお、つけ加えて申し上げますが、主税局の吉國君と泉君がおるが、この間の泉君の答弁は明らかに食い違っているのです。ところが、聞くという、それはちょっと言葉が足りなかったのだ、実際は食い違っておると思いませんか、そういうことを言いますけれども、それが、実際に読んでもこれは食い違っておるのです。だから、そういうようなことは、お互いの仲ですから、確かに食い違いですからあしからずと

言え、それで済んでしまふことだ。それはあんたがそう言ったと言うわけじゃないけれども、どうもそういうようなことがあるから、そういうことなしにお願いしたいと思う。

私のこの問題についてのきょうの質問はこれだけにします。

○竹下小委員長代理 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。山本勝市君。

○山本(勝)小委員 私は、実は、酒税法がこの小委員会に付託されて、各方面からいろいろな声を聞きながら、敢て公平な結論を出したい、こう思っている。苦心をしておるのであります。それで、他の委員諸君からもたくさん質疑の通告がございます。従って、私も、それらの御意見を承わつた上で、自分の考えもまとめたと思つておるのでありますが、しかしその過程で二つばかり伺ひして参考にしたいと存じます。これは吉國さんの方も関係があるのです。だから両方一つ研究してほしい。

第一点は、今回の改正の趣旨は、たびたび説明を聞きまして、物統令による今のマル公というものは、今日の情勢から見ると、いつかははずさなければならぬという前提の上に、この改正案を出されたようであります。それに對して、マル公ははずさぬようにしてもらいたいという声と、かりにはずしても、今の程度のものでよろしいから早く通してもらいたいという、両方の声がやかましく聞えてくる。私

は、こういう点を一つ伺つて、自分の考えの参考にしたいと思うのですが、マル公をはずした場合、価格が変動を来たすということは、少くとも価格に動く幅がでてくるということ、これはお認めになるかどうか。つまり、今のマル公は、法律上は確かに最高価格であつて最低価格ではない。しかし、実際にこれまでの国税庁の取扱いは、この価格以下に売らないようにこれは酒税確保の要求からでありまして、それが、そういうふうな實際的に指導してきたのかどうか。この二点を国税庁の方に先に聞いておきましょう。酒税確保の目的から、これまでの最高価格、實際は同時に最低価格のような意味を持つこの価格を標準に売ってもらいたい、これ以下には下げないようという指導をしてきたのかどうか。

○泉説明員 御承知のように、物価統制令に基づくマル公は古くからずっとあるわけでございます。その間に経済情勢が非常に変化しております。従つて、お話のように、戦後酒の窮乏な当時にござましては、マル公というものは最高価格として押える。また、消費者の利益をはかるという意味で、最高価格として押える。従つて、また、生産者の方でも、實際問題として生産者が少く消費需要が多いから売れるわけでございますから、マル公で当然売るといふようなことでやつておつたわけでございます。これが、二十九年以降、需要に對しまして、米の制限その他がだんだん楽になりまして、生産がふえてくるに従ひまして、その生産量を販売するに

ついて、必ずしもマル公通りに売れない業者が出てくるということが起きたわけでございます。そういうふうな、経済情勢の変化に應じて、マル公価格の意味も違つて参つております。国税庁の指導といたしまして、当初はマル公で販売するということを指導して参つておりましたが、漸次生産がふえるに従つて、マル公だけでは販売できない。そういうことから、マル公から五円引きでも、それは正常取引といえるんだというふうなふうな、だんだんとやわらいで参つておるということが事実でございます。

○山本(勝)小委員 私の質問をあなたはちよつと誤解しておるようですが、酒のなかつたときは、それは最高価格ですから、これ以上上げてはいかぬ。上げたのをむしろ押える役割をしておつた。しかし、今度は、酒がだんだん豊富になつてきた場合に、下つてくる方は自由にしておつたのか、そうじゃなくて、なるべくその値段から下らぬようにという行政的な指導をしておつたのかということ。だから、いろいろ情勢がどうなつたということよりも、實際指導しておつたのは、その点はどうかということ。す。

○泉説明員 實際は、先ほど申し上げましたように、マル公で売るのが正常取引であるというふうにおつて、マル公では売り切れないうちで事態が生じてきたために、マル公で売るのが原則だけれども、マル公から少しぐらい引いておつても、それがあまり激しくない限りは、正常取引である。まあ正常取引に努めなさいという指導をして参つたわけでございます。

○山本(勝)小委員 マル公で売るのがほんとうだと言つておるけれども、言つたというのは、業者が言つたのじゃないに、国税庁が言つておつた。最高価格であるにかかわらず、それより下げないで売らなさいと言つておつた。しかし、そう言つても、實際下るのを防ぎ切れぬようになってきた、こういうことですか。指導としては、マル公を下がらぬように指導してきたことは事実かどうか。

○泉説明員 さようでございます。われわれは言つたしましては、酒税の確保の見地から、マル公で売られるだけ売ってもらつたという指導して参つておりましたが、経済の実際上なかなかマル公で売り切れなくなつてきておるというのが実情でございます。

○山本(勝)小委員 それは、やはり、マル公が最高価格であるにかかわらず、国税庁で最低価格のようになり取扱つてきたということは事實だ。それは酒税確保という観点からそういうことを指導してきたわけですから。法律の条文上からいへば、最高であつて最低じゃないのに、事實上最低として扱つたということは、酒税を満足にとりたい、こういう点に目的があつたわけですか。

○泉説明員 さようでございます。○山本(勝)小委員 そうしますときに、今度マル公をはずした場合に、私は酒税の確保がうまくできるかどうかというところに一つの不安を持つわけ。国税庁が従来その最高価格を最低価格のように見て、酒税確保の必要上、とにかくこれより上げておるが、下げても困る、こういうことは酒税確保の上からどうしても必要という技術的な必要があるから、法律は最高価格であるのに、最低価格としての取扱ひをし

てきたのだから、こう思うんですよ。
そうすると、今後この価格が上っても
下っても、酒税確保に對して技術上不
都合を生ずるおそれはないか。価格が
暴落などすれば困るが、暴落しないま
でも、相当な幅で上ったり下ったりす
るという余地がある場合には、酒税確
保ということに困難を來たすことはな
いか、あるか。これまではあるから、
それでそういう最高価格を最低価格に
いにして、最高価格でもあり最低価格
でもあるという扱いをしてきたのに、今
後はそういうものじゃなくなつて、動
いても酒税確保には不都合がないのだ
ということが言えるのかどうか。言え
るとすると、どうもこれまで僕はそう
いう法律にそむいたような扱いをした
意味が少しわからないので、何か新し
い理由でもって不都合がない、こうい
うことが言えるかどうか。

○泉説明員 私どもの指導が今申し上
げましたようにやってきましたことは事実
でございますが、先ほど申し上げまし
たように、最近の情勢はだいぶマル公
から下回つて売られる傾向にあるわけ
でございます。それからまた、申し上
げておかなければいけないのは、マル
公で売れないとすると酒税確保ができ
ないかどうかという問題は、なかなか
ぎりぎりの線は——マル公通りで売れ
なくても、多少そこに幅があること
は、利潤もありますからおわかりと思
います。問題は、それではマル公から
どれだけ下つた場合に酒税確保上不安
があるかという問題になつてこようと思
います。今後の経済情勢からいたしま
すれば、新しい価格制度で申し上げ
ますと、基準価格といつたような価格
が出ました場合に、基準価格から多少

その上下——上下と申ししても、実
際問題としての上の方はなかなか生じ
ないのではないかと思います。下へ
下る場合に、下の幅は現在もある通り
今後とも起るだらうと思ひます。しか
し、その幅が大きくなるということ
は、酒税確保上非常に支障があります
ので、やはりそういう場合には、協定価
格制度、あるいは大蔵大臣の酒税保全
勸告、あるいは保全命令ということ
値下りが大きくなることを防ぐとい
う必要があるかと思ひます。

マル公でなければ酒税確保はできない
というところは、私はなかなか言い切れ
ないと思ひます。やはり利潤部分が
ありますから、その利潤部分に多少食
ひ込むということがあつても、それに
よつてすぐに酒税確保はできないとい
うことは言い切れません。しかし、酒税
の場合には販売価格に對して相当大き
なウェイトを占めておりますから、値
幅がありましても、その値幅はそう大
きなものではない、そう大きく下るよ
うなことがあつては酒税確保に困る。
そういう意味で、今度基準価格を中心
といたしまして、協定価格あるいは酒
税保全命令の關係を打ち出してあるわ
けでございます。今度の新価格制度に
よつて、現在の実態と同じように多小
値幅があると思ひますけれども、その
値幅が大きくならぬようにしたいとい
うのが、私どもの念願でございます。

○山本（勝）小委員 今度の法案は政府
が出してあるのですから、これで何と
かなる、答弁はそういうふうになると
思ひますが、私は実はどうもに傾いて
もいない公平中正で言つておるの
です。それで私はこういうふうにお考
へるのです。大蔵省の諸君も、業界の諸君

の言うことにも、私はちよつと納得の
いふ点があるのです。経済の講義を
するわけじゃないけれども、経済的な
のほは価格が高くなる。悪いものは安
くなる。これが必要だということ、私
は一般原則としては確かに認めるので
す。ところが、価格が動くということ
がなぜ意味を持つのか。悪いものは下
る、あるいは需要供給の關係で上つた
り下つたりするということが非常に大
きな意味を持つ。これは市場経済にお
ける一つのバロメーターです。それは
なぜ意味を持つのかというと、生産が自
由であつて、この価格の上り下りに對
して、その生産をそこに適用さしてい
くことができるという条件があれば、
これは確かに価格が動かないといけな
い。寒暖計が、寒くても下らぬ、暑く
ても上らぬような寒暖計を作つたん
で、これは役に立たぬのだから、市場
経済の破滅です。価格はどうしても動
かなければいけない。それを固定さし
ておくということ、全く硬直化して
しまつて、経済は歪曲してしまふと思
ひます。ただこの場合に、だんだん
研究してみると、生産が自由でない、
生産というものが計画的に決定されて
しまつておるといふ条件の上に、価格
だけが動くような機構にするといふと
ころに、市場経済的なものの考え方と
両方がチャンポンに入つておつて、そ
れで両方がうまくいかぬ。市場経済の
機能も動かぬし、それから計画的なも
のの目的を達成できないといふふうな
ことになるおそれがある。だから、生
産をあくまで自由にしていくといふ
なら別ですが、生産はあくまで計画的
な生産でいくということであれば、価

格は、これまでは法律上最高価格です
が、これはむしろ最高価格とか最低価
格といふふうなものでなくて、固定価
格にしてしまつたらどうか。価格を
フィックスしてきめてしまふ。ちよ
どたばこがピースは幾ら、パイプは幾
ら、光は幾らときまつてゐる、あるい
はタキシの料金を小型は六十円、中
型は八十円、超特級のやつは百円と
いふものもあります。そういうふうな
きめてしまふ。これによつて、最高でも
最低でもない、プライスをフィックス
してしまふ。これが一番両方の平仄が
合うんじゃないか。そうして世の中の
情勢が變つてきた場合には、固定価格
そのものを情勢に応じて動かしてい
く、こういう考え方でないと、どう
も——市場経済機構のバロメーターと
いう価格機能といふものも十分果させ
たい、しかし生産の方は固定してしま
うといふことになると、私はどうも、
水と油みたいなものが一緒になつて、
両方がうまくいかぬのではないかと
思ひます。これについて、主税局長
はそういう考え方はどう思われるか、
伺いたい。

○原政府委員 初めに話したに
価格の役割、価格を通して需給が吻合
され、価格を通して、企業の改善とい
いますか、競争が行われる。そこで、
供給者の側の競争と需要家の側の選
択といふものがあるといふことが、価格
といふものの非常に大きな機能だろ
うと思つております。競争中ないし戦
後のような非常に条件が詰まつた場合
においては、もうそういう価格の機能と
いふものはあまり發揮できないとい
ふことであります。今や経済一般に
わたつて、価格の機能を十分に發揮す

るといふような情勢が參つておるの
ではないか。しかし、その中でも、後段
で言われまして、生産が限定さ
れるならばどういふような事態が
だ酒には若干あります。清酒につ
いては、主原料である米の使用量は規制されて
いるといふ一点であります。それ以外
の酒類については、原料は規制が
ありませんから、生産を一定にせねばなら
ぬといふ条件はないわけですね。そこ
で、それを分けて考えなければなら
ぬ。生産を一定にせねばならぬとい
う条件がない場合には、これは全面的な
自由競争といふものが働いて得る態勢
であるわけです。そこで、その自由競争
をどの程度やらせるか。その結果価格
の面に破綻がくることであつては困
るというの、その面における問題だ。
つまり、主原料の規制のない場合、生
産の規制のない場合には自由競争が行
われざるを得ない。その場合には、酒
税の確保、それと表裏する業界の安定
という見地から、どこで乱れを防ぐか
という問題がある。

それから、生産が一定にされざるを
得ないという清酒の場合はどうかとい
う問題になります。清酒についても、
米の供給が、近ごろは、農林省がこれ
しか割当できないといふのを、一生懸
命引っぱり上げるといふよりも、率直
なところが、業界がもうこの辺とい
うようなところで、清酒業界でも、米
の供給は、実際上は非常に足らぬとい
うよりも、かなり飽和点といひます
か、業界の一部にはもう米をふやして
くれるなという声が出るような状況で
ありますから、その条件が非常に弱
くなつてきています。しかし、かりに弱
くなつてきていないとして、価格が固

定化するかどうかという問題であり、私はそういう条件でも価格の固定化は必ずしも絶対的結論ではないと思う。一定の供給量という場合においても、その供給量の中で、より能率的な企業が栄えて、より非能率な企業が落ちるといふ働きは当然あるべきだ。酒の行政においてはしばしば指摘される非難されますのは、酒は免許制度である。特に清酒は、権利石数というものがあつて、毎年々々同じ原料石数をもちろ。そしてそれで作る。作つたものは、総供給量が押えられているから、大体はけるようにできている。そこで、競争も少い。改善も少い。また地域的な需給のアンバランスもあるわけだ。西の方は今申しした権利石数が割合多いものだから、西の方では余っている、東の方では足らぬというところ、かなり経済の実体と矛盾したような現象が出る。やはりそこでも価格を通して優秀なものが伸びていくという働きをさせるべきではなからうか。

それから、原料の配分にしても、単に権利の上にそのまま与えるというところでなくて、優秀なものに与えていくということを入れまないと、業界の合理化、改善ということができない。もちろんこれはそういう単純な気持だけでやってはいけないと思います。十分過去の経緯を考えながらやらなければいけません。私は、業界の安定をはかるという意味で、権利免許というようなものを尊重する基調を持ちながら、やはり競争の要素、合理化の要素というものは、そういう態勢のもとでも入れる努力をしなければならぬというのを年来思つて、やってきておるつもりであります。

○山本(勝)小委員 私が開いたのは、最高、最低というような限界的な価格じゃないに、一定の価格にフィックスしたかどうかということです。生産の方を統制というか、限定しておる場合には、最高価格、最低価格、あるいは基準価格なんというのじゃないに、はがきとかたばこのように一定の値段にふににする。もちろん種類によつて違ふいますよ。ピースと光を同じにせよというのじゃないのです。そこで、味とか、あるいはアルコール度とか、いろいろな点等から見て、ABCでも何でもいから、種類を何通りに分けて、この酒は幾ら、この酒は幾らと決めて、それでやっていく。それが守れるか守れぬかという問題であります。生産の方を野放しにしたらもちろん守れませんし、かりに統制しておらんふやして、その数量をやたらにどんどんふやしていったらそれは需要に比べて多くすれば下つてきますし、少くすれば上つてきますが、アンバランスが生じてきます。そのアンバランスをなないように、生産と需要との均衡点はほほこのくらいのとこにあるというところが適正な価格である。その適正な価格を自由にするまで固定したらどうか。自由にしたら別ですが、これをタクシーみたいにしたらどううですか。

○原政府委員 先ほど申し上げたように、私はそういう場合でも価格を一定にしようというものは必ずしも望ましくないと思つてます。一定にしても、とうてい守れるものでない。現に、先ほど間税部長から申しましたように、はなはだ筋は通らないですけれども、マル公というものを割つては売らないでほしいという気持でおつても、実際には酒の銘柄、品質によりまして、市場、消費者が評価をする。また卸屋さん、小売屋さんが評価をするというふうな意味で、マル公より高いのはありませんけれども、やはりグリードで若干ずつ下つたのが出るわけなんです。というのは、そこに選択が行われ、判断があるわけです。ですから、い酒も悪い酒も一本の価格にしてしまふというところは絶対にできない。やはりあるマージンで広がり、かつ広がつまり大いに努力する企業はいい条件でよりよいものを出すということになれば、それはだんだん上つていき、品質の悪い酒はだんだん下つていくというふうなことがあるんじゃないか。やはりフィックスしてしまふというのは、実際においてはできないというふうに思ふ。できるのは、需要の五、六割しか供給がない、一生懸命みんな買つ、この値段だ、これ以上売つてはいかぬといふ、それより安く売ればかはないという、こういうような場合です。かつてのよう。あるいは実際上マル公にフィックスされる場合はあるけれども、今のよう、原料米も、業界が、これでたくさんだ、ふやしてもらつては困るというふうな状態にきておるときには、需給自体が大体バランスがとれてる時期ですから、そこでは、一本の価格に固定するのはどうも少々無理ではないかというふうには私は考えます。

○山本(勝)小委員 それは自由にしたときの方が変化に適應できるし、うまくいきましよう。しかし、そうはできない事情のもとで、たとえばビールならビールは全国どこで買つても百五十円とか百七十円とか、こういうことは私は必ずしも不可能じゃないじゃないかと思ふ。悪い酒は安い。つまり悪い酒を作れば価格を落してしまふ。何かのマークをつけて、この酒は幾ら以上売つてもいいかぬし、幾ら以下に売つてもいいかぬ、幾らで売れ、こういうふうにはしろと考へてすけれども、何しろ小委員長でむづかしい問題がたぐさんあるのですから、考へなければいかぬ。それでしろとの経済の考へ方ですが、自由経済と計画経済をチャンボンにした場合はどうもうまくいかぬ。だから、とにかく計画経済的な精神をどうしても貫くということであれば、むしろその方が徹底しておるのではないか、はつきりしておるのではないかと思ふ。そこで、初めて、私は、最高価格であるにかかわらず、国税庁が実際の扱いで最低価格のよう、それより高くも売らぬ安くも売らぬというように扱つておる理由は、無理なしに了解できるように思ふのです。これはしかしさらに一つ考へてもいいかと思ふ。もう一つ、私が第二に伺つてみたいのは、どうもいろいろな団体が幾つかあつて、判子を並べて陳情を出してきますが、それぞれものが事情が違ふというところ、廣く言つて酒という概念の中に入るのでしよう。酒という概念の中に入るのであるけれども、そういう一般普遍概念の中に無理に入るといふだけであつて、実物品物が違ふ。品物が違ふから、生産条件も需要条件もまるで違ふ。さらに、洋酒のように全く自由になつて、今度の改正などというものはもう痛くもかゆくもないような団体もある。これを一括して適当な結論を出すというのには、これは数字の問題でもなかなかそういう問題は解けないんじゃないか。大ざっぱなことを言つて、いいかげんな、寄せて半分割るようなことをやれば別ですが、まるで違つた問題から一つの答えを出す。そこで私はこういうことが考へられる。つまり統制をはずしてくれというのが全体の意向であれば、はずしてもいい。あるいは、そうでなくて、大体業界によつてまず清酒なら清酒というものをだけ考へないで別に考へる。そして清酒の生産及び需要というものは現在違ふのですから、分けて対策を考へる。(ビールと洋酒は別だ。それが十ば一からげだから矛盾が多い)と呼ぶ者あり)私は奥村君の入れ知恵で考えたのじゃないに、しろとの考へというものは存外公平なんです。どうも私は、違つた問題を一緒にして一つの方程式で解こうとしておるのじゃないかと思ふのですが、そういう感じはしませんか。

○原政府委員 おっしゃる通り、清酒について他の酒類と違ふ事情があるというところは確かであります。それは私も私も承知の上でございます。従いまして、このマル公問題、またマル公がないあとの新しい価格への推移という場合にも、具体的な適用上、態度に違いがあるというところは明瞭であります。ただ、それが、たとえば他の酒類については今回の法律案は適用してよろしいけれども、清酒については適用なりがたいという意味の真反対の違いかどうかということになると、必ずし

もそうではない。やはりおそらく時期の問題、またやる場合の——やる場合というのは、マル公を廃止して新しい価格体系に移る場合のいろいろな準備措置、あるいは並行措置に若干の差が出てくるという問題ではなからうかというふうな思っております。

○山本(勝)小委員 少くとも、主税局長は、問題は特殊性を持っておいて違うということは認められる。そういう違った問題を同じように扱うということは、扱えぬこともないと言われたけれども、違った問題を同じ方程式で解こうということは、酒の問題ではなくて、一般抽象的にも、違った問題を同じ方程式で解くということは無理です。これは認められるでしょう。

○原政府委員 もちろんおっしゃる通りであります。違った問題の解き方が永久に全然違う方式で解くことになるかどうか。つまり清酒については永久にマル公でいくのである、他の酒類についてはこういう新しい価格体系でいくのである、ということになるかならぬかという問題だろうと思うのです。

○山本(勝)小委員 そういう問題じゃないのです。別に分けて一つこの問題を考へてみたらどうかと言うのです。

○原政府委員 私どもが願ひしている法案は、もし分ける必要があるというふうなならば、新しい価格体系を清酒については適用しないような運用をすることではないのか。現に今お話しのある雑酒につきましても、すでに七、八年も前にマル公からはずれておるわけです。今後雑酒以外の酒類もマル公がなくなる、新しい価格体系に移るということにな

る。私はおそらく清酒の問題も時期の問題だと思ひます。これはまた非常に国際条件が変るといふようなことで、食糧事情が苦しくなり、また全般に規制が加わるということになれば別ですが、今の態勢が続く限り、これはやはり時期の問題だといふふうに思ひます。従つて、清酒については、新しい価格体系に移る時期は一番おくれるだろうと私は思ひますが、要するに時期の問題だといふふうに思ひております。

○竹下小委員長代理 奥村又十郎君。

○奥村小委員 この酒税法の改正案の通過を政府は非常に急いでおられるように見受けられますが、しかし、これは非常に重大な法律改正でありますから、これから私は本腰を入れて十分政府の真意を承りたいと思ひます。

まず、冒頭に申し上げたいことは、戦前戦後を通じて酒類業界の安定というものは、何としてもマル公制度によつて買かれてきたもの、私はかように思ふ。これは政府ではどう考へておられるか知らぬが、マル公制度によつて業界が安定している。諸種の統制ははずれたけれども、マル公制度があるがために、消費者に対してはマル公でもって酒類が供給されてきた。ここに私は大きな業界安定の骨組みがあると考へて、これを政府が近いうちにはずさうとして、それならばその後の酒税の確保、業界の安定はどうするかというこのために、政府は酒税法の改正を用意してこられたが、私どもとしては、政府の改正案でとうてい業界の安定、ひいては酒税の確保は望めない、安心できぬと思ひます。そのいろいろな事情また不安をこれからお尋

ねいたしたいのですが、私の質問の前ですでに山本委員からお尋ねがありまして、酒類業界と申しても、清酒、ビール、しょうちゅう、それぞれにいろいろの事情があり、違ふのです。ビールはわずかに四社で、見方によつては四千軒以上もある。しょうちゅうは四軒以上もある。しょうちゅうについてはいさ、わずかに十社でもって生産石数の八割を占めており、あとの百三、四十社で残りわずかに二割をやっておる。いうならば、清酒はほとんど全部中小企業で作られておる。ビールの二割は中小企業者であるが、八割の石数は大企業が作つておる。こういう実態についてはまたばつばつ御答弁を願ひますが、こういう業態が種々雑多であるものを一つの法律で規定し、酒税も確保し、業界も安定させようというふうな、そんな欲ばつたことを政府が期待なさつても、これは無理じゃないかという私は非常な不安を持つ。つまりこれは中小企業団体組織法と酒類業団体法とを比べあわせてみれば一目瞭然です。酒類業界の取引方法や協定などというものは、独占禁止法から除外される。独占禁止法から除外されるのは、酒類業団体が酒税法によつて除外される。それなら酒税法の中にはどういふものがあるかという、大企業もあり中小企業もある。本来は中小企業団体組織法によつて守られるべき業界の安定が、大企業もその中へ一緒に加わつて守られるような、そこにまた大きな矛盾が一つある。また、業界の安定だけでなしに、酒税の確保ということが加わつておるから、これまた大きな矛盾で、酒税の確保をするためには数量の制限はできない。価格を安定させなければ

は業界は安定しない。この矛盾を一体どう解決するか。それから、山本委員のおっしゃる通りに、自由をなるべく残しておきたいが、しかも統制がなければいけない。その自由と統制をいかに調和させるか。調和はできていない。まあ木に竹をつないだようなところが各所にあるのです。また、大企業と中小企業ということは、言葉をかえていえば、今度は生産者と卸業者と小売業者との利害の対立、これはどうしてもどうにもならぬ利害の対立がある。だから、これをどうしろと言われても、これは私が大蔵大臣になつてもちよつと十分な案はつかぬです。しかし、これを解決する努力が私はまだ政府に足りない、こういうふうな法案を讀んでみて思うのです。こういうことであります。また、生産、卸、小売、これをたとへば今度再販価格の維持契約をしようというものは、これも独占禁止法から排除してこれを入れようとなるが、これは下手をすると、まるで生産者が小売価格をきめるのですからして、生産者はきついのには違ひない。そうすれば小売業者のマジジンというものは押えられる。だから、この法案を見ると、ライオンとネズミを一つのおりの中にに入れて仲よくさせていく、こういうねらいも含まれていて、果してそれがそのようにうまくいくかということも十分お尋ねをしてみなければならぬ。うまくいかなければいけないように、どうしたらいいかということもやはりこの審議で速記録に残しておいて、今後この法律が実施される場合の業界の一つの指針にしなければならぬ、かように私は思ふのであります。従つて十分の時間がいただきたい。そ

の審議の要綱はあとから見えにたつたからお配りしますが、これをとく一つ聞かしていただきたい。ここにもありますように、中小企業団体組織法との関連性について、通産省の中小企業局長なり公正取引委員会から政府委員に来ていただいて、この関連性も十分聞かしていただきたい。従つて、これは委員長にもお願い申し上げますが、十分の質疑の時間を与えられたい。

〔竹下小委員長代理退席、小委員長着席〕

特に、要求政府委員は、委員長の手元にも差し上げましたように、大蔵大臣初め、今お見えの政府委員のほかに、公正取引委員会の事務局、それから通産省の中小企業局長をこの委員会に御出席願つて、これは午後一つお尋ねを申し上げたいので、十分の質疑の時間を与えていただきたいと思ひます。

これに関連してまず政府にお尋ねしたいのは、これは重要な法律案を、政府はそれほど実施を差し急いでおられるのなら、なぜもつと提案を急いでされなかつた。たしか国会に提案されたのは三月の四日ですか。御承知の通り、当大蔵委員会においては税制改正案その他六十数件の重要法案をかへて審議に動んでおる。従つて、三月へ入つてこういう法案を出しになつても、とてもこれは十分な審議ができない。それから、私の考へでは、税制改正案につきましても、これは直接昭和三十四年度の予算に関連がありますから、三月三十一日までにはぜひ国会を通過させなければならぬ、かように思ふ。しかし、この酒税法の改

正案は直接予算に關連いたしませんから、何もこの三月三十一日まででぜひ両院を通過させなければならぬ、こゝういふ理由には私にはなからうと思ふ。従つて、政府におかれても、国会においての十分な審議の機会を与えるといふことについては一つ御協力が願ひたい、かように思ふので、この提案のおくれた理由と、それから提案がおくれなから、しかも通過を急ぐ理由、これをまず一つ明確にせられたいと思ひます。

○原政府委員 實は大へん意外な御質問なんです。率直に申し上げまして、そうおっしゃられることはない約束になつておるわけでありませう。(奥村小委員「そんな約束はない」と呼ぶ)それは、この問題につきましては、すでに昭和三十一年ごろからいろいろ議論がありまして、私の記憶いたしてあります。ただ、三十一年度の臨時税制調査会が、はつきりと答申案において、マル公というものは時代おくれであるから、新しい価格制度というものを考へなさい、そうしてそこで業界の合理化、それから消費者の方も考へなさいといふことを言つております。その後、昨年の懇談会にもそういうなことがありましたが、現に御質問者の奥村さん自身、昨年三月の本委員会において、物価統制令というものは新憲法時代には合わない古いものである、むしろ、酒税の確保のため、業界の安定のためには、あの酒類業団体法がある、もういいかげんに物価統制令という戦前の遺物のようなものにたよらないで、団体法に基いてそれをなさつたらどうかといふことを、まだそういうことを三、四箇所言つておられます。

それで私どもは鞭撻を受けたわけでありませう。それで、おくれた、おくれたと言われますけれども、この問題に關する審議というものは、非常に前から業界にも問ひかけておりますし、中でもやりましたし、国会の筋にもいろいろ申し上げてあります。いづれにいたしましても、この問題はいわば長年の問題で、非常に練つてきております。最終提出いたしましたこの法律案は、相当いろいろな面から手当をするといふいろいろな手だてのできるような形になつております。若干与党にも相談がなされたのは、まあ率直に申して私としては非常にいい法案になつたと思ひますが、非常にいい法案といふのは、今お話しの方公正取引委員会あるいは法制局その他に酒類業、酒税といふものの特殊性を十分わかつてもらつて、それからかういふ手だてができたといふことを説くのに、時間がかかったといふ経緯がある。問題として非常に前から議論をしております。業界とはもう昨年の春、例のしやうちゅう問題で、現在のマル公制度というものはいかに業界の安定を害するか——先ほどは安定するとおっしゃいましたけれども、昨年の春は、これによつて蒸留酒業界はどういふことになるかといふ危地に追い込まれた、というやうな事実もあります。そういうやうななことを受けて、昨年の七月には酒類八団体に研究を要請しておりますし、また十月にさらに本件に關する具体的な問題点をあげまして、八団体に検討を頼んでおる。さらに、中間的には、昨年の十二月に八団体に改正案の構想を説明しておる。その後、その際説明しました構想よりもはるかに都合のいいやうな——都合がいいといふと語弊がありますが、万全のものにするために一月が費されたといふやうなことでありまして、本法案がおくれた事情についてはそういうことですが、ここまで来るのには相当長きにわたり、かつ關係方面にも——まあどこまでいつても十分だとは言い切れないかもしれないけれども、相当意見は出していただいて練つたつもりであります。もちろん、なお練らんならぬといふ御趣旨はわかりますけれども、少し率直に申し上げ過ぎて、あるいはおとがめのある点があるかもしれませんが、あまりお責めにならないやうにお願いしたいと思ひます。

○奥村小委員 いつも原主税局長は非常に温厚なお方で、私もひそかに御人格に信頼しておつたのですが、ただいまは、どうも私の言葉じりをおつかまへになつて、しかも与党内の事情までも委員会にさらけ出して言われるといふことにつまみましては、まことに私はこれだけは残念に思ひます。私も、政府委員の御答弁の言葉じりをおつかまえてきやうきやうき上げていくといふことについては、これは人後に落ちぬつもりであります。なるべくきれいに、柄の悪いことは慎しまねばならぬと思つております。今度、政府委員の方から、私のしやべつたことの言葉じりをおつかまえて逆襲されるというところは、私は国会議員になつてから今度が初めてであります。それは速記録をこらんなつていただければわかりますが、なるほどマル公は、これは物価統制令に基準を置いておるから再検討しなければならぬといふことは申し上げ

た。しかし、ただ単純に、それだからマル公をはずせといふことには私は結論はいかぬと思ふ。むしろあの速記録を初めから終りまでこらんなつただけ、私の真意は、現在の酒類法そのものは、行く行くマル公廃止後の業界安定に對処するための唯一の規定であるからして、どうせマル公の寿命は短かいんだから、酒類法というものを法律の通りにもっと実施せられて、業界安定を期せられたい、何ぞきマル公が廃止になつても安心なやうに、酒類法でもつて業界を安定してもらいたい、それからして、酒類法が生まれて七年たつても、かなり乱売競争があつても、いまだに協定価格一つできないといふことでは、こんな状態でマル公が廃止されたら、これは大へんじやないか、かういふ意味を私は申し上げたのであつて、あとのことはどうとなれ、マル公だけ先にははずせ、そんな意味で申し上げたことは断じてないので、これは一つあしたにでも、今晚のうちにもう一ぺん速記録を読み直して、一つ御答弁を——これは訂正をお願いしたいくらいに思ふんです。

それから、与党へも早くからお話が あつたそうですが、与党においてもいろいろの問題があつた。と申しますのは、昨年の臨時国会において、マル公を廃止するかどうかという議論のとき私は申し上げた。もしマル公を廃止するとすれば、現行の酒類法だけではできぬのだから、現行酒類法を改正しなけりやならぬ、従つて、急いでこのマル公を廃止するならば、去年の臨時国会に、あるいは通常国会冒頭にこの酒類法改正案を御提案にならなければ、準備はおくれるじやないかといふ

ことで、政府の真意をただしたところ、いや、まだそこまで考へておられぬ、かういふことだつた。そこで、それじゃこの通常国会の再開冒頭にお出しになるかといふと、これもお出しにならぬので、われわれ大蔵委員の中で、これじゃマル公廃止はかなりおくれなから、私もマル公廃止の前に酒税の減税をしなけりやならぬ。その酒税の減税が行われないといふことが私どもは非常に不満であつた。そこで、準一級酒の構想を持ち出して、減税にかわるわけではありませんが、せめて業界の実情に合わせた施策をとられたい、かういふことをこの委員会で申し上げて、大蔵大臣の言明を得たいと、ここまで準備をしておつた。ところが、二月の月に入つてからお出しになつた。しかも、党の政調会にお出しになつたときは、わずか一ページに要綱が書いてあつた。そこで、私は、そのとき、こんな要綱でかいつまんて書いてあつて、これは何ですか、これは酒類法の現行法を読み返し、あるいは中小企業団体法と読み比べて、とても意味がわからない、もっと丁寧に親切に法案の内容を詳しく御説明をして下さらなければ審議ができないからといふので、出し直しをしていただきた。そうして、条文にまとめて持つてきていただいたのは、それから十五日あつた。いづれにしても、これから質疑だけは十分にやりましようや。

○山本小委員 午前中の会議はこの程度にとどめ、午後二時半まで休憩いたします。

午後零時四十分休憩

午後二時五十七分開議

○山本小委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。奥村又十郎君。

○奥村小委員 私は、酒税法並びに酒税法改正案と独占禁止法の中の規定との関連、あるいは中小企業団体組織法との関連などにつきまして、公正取引委員会の事務局長、並びに、通商産業省の中小企業庁長官がお見えでありま

せんので、そのかわりに振興部長と、それから主税局長にお尋ねをいたしたいと思ひます。

それでは午前中の質疑の続きをいたしたい。まことに恐縮ですが、主税局長はまことに御答弁が上手で、非常に丁寧な御答弁ではあるが、どうも要領がよ過ぎて、肝心のこちちのお尋ねしたことは的をはずしておられるので、ちょいちょいそういうことがあるので困るのです。私が午前中お尋ねしたのは、提案が非常におくれたにかかわらず、この酒税法改正案を至急通過させなければならぬ。特に予算関係の税制改正案などの緊急重要法案が大蔵委員会にまだ山積しておるのに、予算に

しつばをはずれておるとまた再質問をやらなければならぬので、時間がそれだけ経過して政府の意図にも合致ぬということになりますから、そのつもりで明確に御答弁願ひたい。

○原政府委員 この改正法案の提案がおくられましたことは、私は大へん恐縮だと思つております。しかしながら、本件につきましては、いわば数年来しきりに、その必要を言われてきたところでありまして、実質的には関係者の間で相当議論が出ておる。これは国会関係も含めていろいろ議論の出でたこととありますので、大へん押し迫った時期にお願いして恐縮でありますけれども、極力審議を急いで上げていただきたいと思ひます。特にそれを強くお願いいたしますゆえんは、いつも従来のマル公に乗った価格制度というものが、いわば時代おくれになつておるといふことを言われることを久しくなつておりますし、それとあらはらなす酒の需給というものは年々ゆるんできておる。そのために、昨年は、蒸留酒関係でむしろマル公で相当業界は

乱れたというふうなこともありますし、最近はいろんな酒類について値くずれというふうな現象がやはり相当ひんぱんに起つてくるというふうな状況であります。新しい仕組みをして、そうして新しい器に新しい時代の経済を盛るといふことは、ぜひ速急にそういう備えをせなければならぬ時期だと思つております。もちろん、そうかといつて、この法案が通りましたらすぐにマル公を一斉に廃止するといふような性急な考えは持つておりません。十分慎重に、移行の際の準備を整え、また摩擦も少いようにいたすつもりであり

ますけれども、法律的な備えをしておくといふことはぜひ必要であると思ひますので、先ほど申しましたように、至急御審議をいただいて、ぜひ成案になりまうようにいたしたいと思ひ次第でございます。

○奥村小委員 この点は大事な点であります。どうも、あなたの御答弁では、残念ながらわれわれを納得させるだけの理由に乏しいから、そこをようお考えになっていただきたい。重ねてお尋ねいたしますが、今の御答弁では半月や一月せひ急がなければならぬという理由は何れも見出せないから、それじゃ実はわれわれも困るのです。というのは、予算に直接関連する税制改正案などでありまうならば、これは四月一日施行のものであれば、これがもし審議がおくられて法律にならぬというこ

とであれば、さしずめ予算の執行に穴をあけるわけですから、ところが、この酒類業団体法の改正案は、業者の取引の形態に關し、あるいは価格協定に關しての法律案でありますから、本来ならば政府が法律をもつてそうあれこれすべきものでもない。業界の実情は業者が一番よく知つておるので、業者が盛り上つてはんとしに納得していただければ、その業界がこの案に十分納得しておらぬ。一部の業界では、この法案の内容をよく聞かせてもらつて、修正すべきところは修正さしていただいて、十分慎重審議を願ひたいという要望がたくさん来ておる。それにもかかわらば、この国会は、実質上はこの三月一

詳細に審議すべき税制関係の法案があるのじゃないか。そうすると、この一週間か十日のところで審議を強行して法律にせよならぬ差し迫つた理由があるのですか、こういうお尋ねです。その理由としての一部のお話では、それはマル公は時代に合はぬ——合はぬことは去年からの議論の焦点でした。しかし、といつて、政府はマル公廃止を今すぐやれというわけじゃない。これについては、業界においても、たと

えばビールなどにおいては昭和三十五年の秋までマル公廃止は待つてもらいたいといふことを公式に言うておられる。ビールですらそういうことを言うておられるのですから、清酒などはもっと延ばしてもらいたい。そうであるならば、ここの一週間や十日にマル公廃止を前提とするような法律案を今ここで法律にしなければならぬといふことはな

い。また値くずれがある、乱売競争がある、それがほんとうならば、私はこれからお尋ねしたいと思ふのだが、それなら、この団体法を今改正しなかつても、現行団体法で協定価格を大蔵大臣に申請して、価格協定をやつて業界を安定させる道もある。しかし、その協定価格の実施が行われておらぬといふことは、事実上は値くずれがないのか、あるいは法律がほんとうに執行されていないのか、どちらかであるわけですか。とすれば、何もこの法律改正をしなれば値くずれに対処できないといふわけではない。これも今お話しした案通過を取り急ぐ理由には当てはまらぬ。今の御答弁では、おそらくどなたにも納得のいくような御答弁とは思ひぬのですが、どうですか。

○原政府委員 おっしゃる通りに、値くずれ現象というものはぼつぼつ出てきております。だんだんよけい出てくる趨勢にあるのは御存じの通りであります。清酒あたりでも相当ひどい値くずしをある地域ではやるのが出てきております。そういう際にどうするか。マル公というものの、いわば因習的なといひますか、伝統的なマル公に乗つておる心理といふもので引っぱつていけるかといふと、法律的には、マル公といふのは、これ以上の値で売つてはいけません。安く売る分には何の制約もない値段であります。くずれ出したら何のさきえにもならぬのです。心理的なさきえだけです。現在その場合にわれわれが対処するのに持つておる手だてといふものは、お話の協定価格ないしこれに付随する、勧告、命令といふものであります。われわれの今回お願いいたしておりますのは、そういうものだけでは不十分であるから、協定価格ができる前においても、酒の業界には基準価格といううな制度を置いて、政府も乗り出して、そうして酒の価格の適正なレベルにおける安定を願うという態勢を作りたいといふのが、今回の改正法案の本旨であります。お話の通り値くずれが随所に出てくる。そしていよいよ血を血で洗う争いといふことになりますれば、マル公制度といふものは、何らその場合のさきえにならない。法律的な意味はない。その協定価格といふものも、業界ですらすらすらできるかといふと、これは、実際の商売で御存じの通り、なかなかむずかしいものであります。決してこれがあるからよろしいといふことで、安穩としておれないと私も思ひます。そういういたし

という形で一応やってもらいながら、その結果を見ながら協定に移るかどうかというのを検討いたしまして、それじゃそういうふうにしたしまして、今後はそういう自主的な申し合せで実行いたしておるのでございまして、従ってまだ不許可ということを書いておらないのでございまして。

価格を実施したいという業界からの大蔵省に対する認可の申請というものが現在ありませんか。また、なければむしろ積極的に、特に値くずれのはなしだしいところには協定価格を実施すべく、そういう議決をするように、実施するように、大蔵省から御指導なさる御意図はありますか、その点をお尋ねいたします。

いかなかったということでありまして、これはやはり協定価格を作る場合のその協定価格のワタの問題、強さの問題、いろいろチェックをしていかなければなりませんので、これで認可が出たらぬということでは腰がまがえが反対なんだというところにはおとりにならずに、腰がまがえはまっすぐそっちに向いていくというふうにお考えいただけますか。

うち、そのおそれのあるという場合には、できるだけ早期にそういう方向へ持っていきたいと思っております。今までのような例があるかというお話ですが、価格につきましては、現在東京、徳島で協定を作るよう話し合っているようでありまして、また、価格以外の各種の規制につきましては、たとえば酒類の販売数量の規制につきましては、御承知のように、しょうちゅう甲類、合成清酒、添加用アルコールにつきましては、二十八、九年ごろから現在まで販売数量の規制をいたしております。それから、酒類の生産数量の規制、これは、しょうちゅう乙類につきまして、昭和二十九年酒造年度以降鹿本県の人吉組合におきましては三十一酒造年度から現在に至るまで、こういう規制を実施いたしております。また、酒類の取引条件の規制につきましては、清酒、合成酒、しょうちゅう、雑酒、添加用アルコール、それぞれ数年前より現在まで実行いたしております。それからまた、卸売酒販組合関係につきましては、ビール以外の全酒類につきまして、昭和三十一年七月から現在に至るまで、全国的に酒類の取引条件の規制を行なっております。このうちのあるものにつきましては、国税庁におきまして積極的に御勧めいたして、こういう条件の規制もするようには御奨励申し上げた、こういう事実があるものであります。

徳憲と申しますか、それは東京の豊島区で話し合ったことがあるという程度にとどまるように今受け取ったのであります。特に清酒などですと、九州方面はかねてから乱売で、そのために一部業者が倒産したということも聞いておるのですが、そういう方面において価格協定をお勧めになったという事実はありませんか。

その自主的な申し合せの結果を見ながら、今後協定に移すかどうか、十七銘柄では無理かどうかというものの検討をいたしておるのでございます。

価格を実施したいという業界からの大蔵省に対する認可の申請というものが現在ありませんか。また、なければむしろ積極的に、特に値くずれのはなしだしいところには協定価格を実施すべく、そういう議決をするように、実施するように、大蔵省から御指導なさる御意図はありますか、その点をお尋ねいたします。

いかなかったということでありまして、これはやはり協定価格を作る場合のその協定価格のワタの問題、強さの問題、いろいろチェックをしていかなければなりませんので、これで認可が出たらぬということでは腰がまがえが反対なんだというところにはおとりにならずに、腰がまがえはまっすぐそっちに向いていくというふうにお考えいただけますか。

うち、そのおそれのあるという場合には、できるだけ早期にそういう方向へ持っていきたいと思っております。今までのような例があるかというお話ですが、価格につきましては、現在東京、徳島で協定を作るよう話し合っているようでありまして、また、価格以外の各種の規制につきましては、たとえば酒類の販売数量の規制につきましては、御承知のように、しょうちゅう甲類、合成清酒、添加用アルコールにつきましては、二十八、九年ごろから現在まで販売数量の規制をいたしております。それから、酒類の生産数量の規制、これは、しょうちゅう乙類につきまして、昭和二十九年酒造年度以降鹿本県の人吉組合におきましては三十一酒造年度から現在に至るまで、こういう規制を実施いたしております。また、酒類の取引条件の規制につきましては、清酒、合成酒、しょうちゅう、雑酒、添加用アルコール、それぞれ数年前より現在まで実行いたしております。それからまた、卸売酒販組合関係につきましては、ビール以外の全酒類につきまして、昭和三十一年七月から現在に至るまで、全国的に酒類の取引条件の規制を行なっております。このうちのあるものにつきましては、国税庁におきまして積極的に御勧めいたして、こういう条件の規制もするようには御奨励申し上げた、こういう事実があるものであります。

徳憲と申しますか、それは東京の豊島区で話し合ったことがあるという程度にとどまるように今受け取ったのであります。特に清酒などですと、九州方面はかねてから乱売で、そのために一部業者が倒産したということも聞いておるのですが、そういう方面において価格協定をお勧めになったという事実はありませんか。

その自主的な申し合せの結果を見ながら、今後協定に移すかどうか、十七銘柄では無理かどうかというものの検討をいたしておるのでございます。

価格を実施したいという業界からの大蔵省に対する認可の申請というものが現在ありませんか。また、なければむしろ積極的に、特に値くずれのはなしだしいところには協定価格を実施すべく、そういう議決をするように、実施するように、大蔵省から御指導なさる御意図はありますか、その点をお尋ねいたします。

いかなかったということでありまして、これはやはり協定価格を作る場合のその協定価格のワタの問題、強さの問題、いろいろチェックをしていかなければなりませんので、これで認可が出たらぬということでは腰がまがえが反対なんだというところにはおとりにならずに、腰がまがえはまっすぐそっちに向いていくというふうにお考えいただけますか。

うち、そのおそれのあるという場合には、できるだけ早期にそういう方向へ持っていきたいと思っております。今までのような例があるかというお話ですが、価格につきましては、現在東京、徳島で協定を作るよう話し合っているようでありまして、また、価格以外の各種の規制につきましては、たとえば酒類の販売数量の規制につきましては、御承知のように、しょうちゅう甲類、合成清酒、添加用アルコールにつきましては、二十八、九年ごろから現在まで販売数量の規制をいたしております。それから、酒類の生産数量の規制、これは、しょうちゅう乙類につきまして、昭和二十九年酒造年度以降鹿本県の人吉組合におきましては三十一酒造年度から現在に至るまで、こういう規制を実施いたしております。また、酒類の取引条件の規制につきましては、清酒、合成酒、しょうちゅう、雑酒、添加用アルコール、それぞれ数年前より現在まで実行いたしております。それからまた、卸売酒販組合関係につきましては、ビール以外の全酒類につきまして、昭和三十一年七月から現在に至るまで、全国的に酒類の取引条件の規制を行なっております。このうちのあるものにつきましては、国税庁におきまして積極的に御勧めいたして、こういう条件の規制もするようには御奨励申し上げた、こういう事実があるものであります。

徳憲と申しますか、それは東京の豊島区で話し合ったことがあるという程度にとどまるように今受け取ったのであります。特に清酒などですと、九州方面はかねてから乱売で、そのために一部業者が倒産したということも聞いておるのですが、そういう方面において価格協定をお勧めになったという事実はありませんか。

と思っております。しかし、この際特
に私申し入れておきたいのは、正常取
引を進めておきたいという御答弁です
が、正常取引を進めたいというについ
て、どうも酒類業者が頭からお役所
におぼさって、正常取引、正常取引と言
いながら、実際は業界みずから協定価
格も作らず数量協定もせず、結局はど
うするかという、税務署のお役人の
手にすがつておるといふような実情で
す。そうすると、税務署の方でどうな
るかという、そこを歩いて、清酒
などで申しますと、規格があるかない
かというので、そこらの小売店から酒
を引っぱってきて蒸留して規格を見て
みたり、あるいはやたらと店屋に入っ
て帳簿をひっくり返して、ちょっとい
やがらせのことで、乱売している
ところをいやらせするのです。これは
確かに正常取引の効果は上るかもしれ
ぬが、それでは少し行き過ぎと申しま
すか、お役所としてちょっと誤解され
る向きもありますから、私は、そうい
うことをなさるまでに、やはり業界み
ずから協定価格を作り、業界が協定価
格を守るべく過意金を徴収したり、業
界が努力しなければいかぬ、そういう
ふうには、まず業界に責任を負わせるよ
うに大蔵省がもっと御指導なさるべき
だ、かように思いますが、これは私の
意見として答弁は求めません。

法と酒団法との関係、あるいは中小企
業団体組織法との関係をお尋ねしてい
きますれば、酒団法の今回の改正案が
独禁法から見て公正なものかどうかと
いうことが明らかになるかと思ひます
ので、その点をこれからちょっとお尋
ねをいたしたいと思ひつてお尋ね
いたしますが、酒団法の規定に基くと
いたしますが、酒団法の規定に基くと
ころの価格協定その他のいわれる調整
規定、あるいは今度の改正案には、そ
の上に再販価格維持の契約とか、ま
た新たに独禁法除外規定がたくさん入
るわけですか。こういう規定については
独占法の適用除外でありますが、適用
除外のどの条文に基いてこれはお認め
になっておられるのですか。

○坂根政府委員 適用除外のどの条文
といひましても、酒類業のここの法
律の中において、先ほどから問題に
なっております自主協定がこの業界に
おいて特に必要であるという理由があ
るからして、この法律において独禁法
の適用を除外する、こういう建前に
なっております。

○奥村小委員 そういたしますと、今
政府が御提案になっておられる酒団法
の改正案全体が独禁法の除外規定とし
て、この酒団法改正案によって認めら
れておられるのだ、こういう御答弁で
すか。

○坂根政府委員 これは酒団法の九十
三条に独占禁止法との関係が規定して
ございまして、それは先ほど来から問
題になっております各種の協定行為、
その行為について法定条件を備えてお
れば独禁法の適用を除外する。それか
ら、再販価格の維持契約についても、
その法定条件を備えて大蔵大臣が認可
なさるものについて、公正取引委員会
が同意しなければならぬが、協議
を受けて同意して初めてそれが適用除
外になる、こういう工合に考えていた
だきたいと思ひます。

○奥村小委員 酒団法九十三条の規定
によって独禁法を除外する、こういう
ことであります。これは大事なことで
ありますから重ねてお尋ねいたしま
す。そうなりますと、今度の酒団法改
正案の四十三条に基いて大蔵大臣の認
可を得たならば、それをもって独禁法
除外が認められる、こういうことにな
るのですか。

○坂根政府委員 それは、大蔵大臣が
認可をしようとするときは、九十四条
でございすけれども、あらかじめ公
正取引委員会の同意を得なければなら
ないのです、私どもの方が同意をしたも
のについては適用除外になる、こうい
う工合になっております。

○奥村小委員 そうしますと、いかに
酒団法の改正案が通過しても、調整行
為とか協定規定なんというものは、
一々大蔵大臣を通じて公正取引委員会
の許可を得なければ効果は生じない、
こういう趣旨に了解いたしますが、そ
れでよろしいでしょうか。

○坂根政府委員 私どもの同意を得て
大蔵大臣の認可がある、こういう工合
にお考え願ひたいと思ひます。

○奥村小委員 中小企業団体組織法に
おける調整規定の趣旨も、今お尋ねし
たようなことに対する御答弁と同じ規
定になって団体法が動いておる、こう
いうように承知しておりますが、その
通りですか。

○奥村小委員 ところで、振興部長にお
尋ねしますが、中小企業団体組織法の
制定以前には、御承知の中小企業安定
法が昭和二十七年に制定されて、間
なしに酒類業団体法ができたのです。そ
の酒団法というのは、中小企業安定法
の精神をかなり組み入れておるので
す。ところが、中小企業安定法が初め
の法律で、最初いろいろもたもた苦
しんだけれども、だんだん業界の不況
に対処するために中小企業団体組織法
にまで発展して、近ごろは協定価格と
かあるいは数量協定その他がかなり進
んでおると思ひつておるのです。そこで、
大蔵省の方もこれを見習って、もう少し
酒類業者の中の中小業者に対しては
御指導なさるべきだということを、先
ほど私申し上げておるのですが、そ
の審議のために参考までにお尋ねした
のです。中小企業業界の方で認可され
た調整規定、つまり数量協定なり、価
格協定なり、取引方法なりの概略がわ
かるようなものがありましたら、御答
弁をわすれられたいと思ひます。

○川瀬政府委員 ただいま私手元に資
料を持っておりませんので、大体のこ
とだけを申し上げたいと思ひますが、
私どもの方で認めております団体法
に基く組合は、約三百三十ほどござ
います。そのうち、組合はできており
ますが、まだ事業活動の調整をやつて
いない、つまり調整規定の認可を受け
ておりません組合が、約一割か一割五
分程度でございます。その他の組合は全
部事業活動の調整をやつておるわけ
でございますが、この調整事業の内容と
いたしましては、やはり一番多いの
は、生産数量に関する調整活動とか、
あるいは設備の制限とか、そういうも
のが一番多いわけでございます。

○奥村小委員 お説のように、酒団法
との相違は数量協定が先にくるべきも
のだ。私も全く同感に存じますが、今
聞き漏らしましたが、数量協定なりあ
るいは設備の制限は何件ほど認可され
ましたか。

○川瀬政府委員 はっきりした数字を
持つておりないのでございますが、六
割ないし七割は数量の方の協定を実行
いたしております。それからその一部
は設備の方の制限も行なつておる、こ
ういふ実情でございます。

○奥村小委員 大体そういう協定を認
可なさるには、公取の同意がなければ
ならぬのですが、そういう場合は、公
取の方で同意を拒否されたようなこと
は今までありませんか。

○川瀬政府委員 公取の同意を得られ
なかつた場合というのは、いまだかつ
て一件もございません。

○奥村小委員 それじゃ、公取もこう
いう中小業者の自発的な協定に基く業
界安定を進めておられるのであります
が、それからいきますと、大蔵省の方

のが一番多いわけでございます。そ
れで酒団法の場合と団体法の場合で
ちょっと違つておりますが、団体法の
場合は、価格に関する調整事業は、第
一段の生産数量の調整とか、あるいは
設備の調整その他をやりました上で、
なおかつ業界の安定ができないとい
うような場合に、第二段の措置として価
格に関する調整行為が認められてお
るのでございます。この価格に関しま
す調整は、現在までのところ非常に数
が少ないのでございます。全部で約五つ
程度と覚えておりますが、その程度のも
のが価格に関する調整事業を現在実行
いたしておる次第でございます。

は、申請も出ぬ先に認可をしないだろうというような印象を業者に与えぬように、くれぐれもお願ひしておく次第であります。

そこで、公取の事務局長さんにお尋ね申し上げますが、この通産省の中小企業団体組織法と酒税法と並べてみますと、酒税法は、御承知の通り中小企業者だけでなしに、大企業者もかなりまじって、中には大企業者だけの組合もある。しかも、生産、卸、小売全部含めて、呉越同舟と申しますか、午前中も意見が出たのですが、大きいのも小さいのもごちゃまぜに一律に一本の法律で調整しようというのだから、根本に矛盾があるのです。その矛盾が酒税法の改正案で改正できるように思えぬので、われわれはここに苦心をしておる。これは政府もおそらく苦心をなさると思うのです。そこで、お尋ね申し上げるわけですが、中小企業団体組織法は、何と申しましても中小企業者を重点に置いてあるわけですが、いわゆる三百人以下の従業員を擁する事業場を主体にして、これが三分の二以上を占めなければならぬというような趣旨でできておるわけですが、ところが、酒税法は、独禁法を除外しようとするれば、これは中小企業団体組織法と同じ精神でいかなければいかぬが、一方に酒税確保という大使命があるために、やむを得ず大企業の中に含めて独禁法を除外しよう、こういうふうな無理ながらそこへ話が入り込んでおる、こういうように私は思うのです。しかし、この無理を解決するには、やはりその業態に応じて、もう少し規定を細分しなければ、ビールも清酒もしょうちゅうも合成酒も一緒くた

の法律でというところに矛盾があるもので、これは公取として特にお考えいただくべきじゃないか。たとえて申しますと、ビールは、御承知のように、四社で全生産石数をまかなっておるわけですが、これはどう考えても中小企業者とは言えません。この数量協定とか価格協定とかということが独禁法の除外を受けるというのは、しろうとと考えではちょっと了解に苦しむのですが、どうですか。公取がこれを御了承になるというのはどういう事情でしょうか。

○坂根政府委員 ただいまの御質問の中にございましたように、国が酒税の保全ということに重きを置いて、酒の取引が非常に正常状態でない、そのために酒税がとれないということから、ここに法定要件を満たす協定を認可しようとなさるものですか、これについて、独禁法上、その法定の要件が満たされている限りは、これは適用除外をする、こういう工合に考えております。

○奥村小委員 しかし、一方に業界安定の目的も達成しなければならぬというので、協定価格の制度を認めていこうということでもあります。そういうことであれば、たとえば清酒とかしょうちゅうなどはそれに該当するわけでありまして、しょうちゅうの場合、現在酒税法の中に石数議決権という規定があります。つまり三分の二以上の多数による議決でなければ効果が生ぜないという調査規定です。その規定だけでなしに、三分の二以上の数のほかに、その組合員の製造する石数もまた二分の一をこえなければならぬという規定を入れたのです。そうなります

と、これは中小企業の多数によるところの安定ということが、むしろ造石数の多い人の利害によって縛られてしまふ、こういう非常に大きな矛盾をここにはらんでおるわけですが、これなんか公取が御了解になるというのは、いかにもおかしいように私は思うのです。そうでなくとも、しょうちゅう業界はだんだん独占傾向が強くなりまして、現在では十社でもって八割生産をしておる。残る百三十社でもって二割の生産をしておる。実際のところ、むしろ百三十社の中小業者のしょうちゅうの組合というものに重点を置いて、この活動を促進してやる。中小企業団体組織法ではそういうふうな行き方ではないとおる。酒税法ではこれが全然さかさまになっておる。しかし、その上において公正取引をにらんでおられる公取はこれでもいいのですか。私はこの際法律改正をせねばいかぬと思うのですが、どうですか。

○坂根政府委員 しょうちゅう業界の実情は、今先生の御指摘のような傾向にあると思ひますけれども、ここでこの法律によつて認められて認可される協定は、消極要件といたしまして、その協定が不当に差別的であつてはいかぬという要件が一つ入つております。ですから、その協定の仕方に差別的な内容を盛つておれば、大蔵大臣は当然認可しないという建前をとられる。私どもの方も、大蔵省から協議を受けたときは、その条件を生かして協定内容が公平であるということであることを認めていく、こういう工合に考えております。

○奥村小委員 通産省の方で中小企業団体組織法に基く調整規定、これは生産者、卸業者、小売業者いろいろあるでしょうが、その組合々々で販売価格なりあるいは買入価格なり数量なり、それを独自の立場で協定をきめて認可を受けなければいけません、その間生産者と販売業者あるいは小売業者との間の、生産業界ごとの話し合ひはななくとも、協定というものは単独で受けられる、かように私は法律を読んでおるのです、その通りですか。

○川瀬政府委員 ただいま御質問の通りでございます。ただ生産業者と卸業者との間の問題は、別に組合交渉という制度がございまして、その組合交渉で両者の調整をはかつていけるように考えております。

○奥村小委員 さて、酒税法の提案者はおられますか。

○山本小委員長 今主税局長は、参議院の方で法案が通過するので、ちよつと向うへ行きました。

○奥村小委員 今中小企業団体組織法の方では、組合協約と申しますか、今の御答弁の言葉では組合交渉というところでありましたが、要するにその組合協約によつて業界の安定を求めることができる、こういうことになっておる。それならば、酒類業界においても、たとえば小売酒販、卸酒販あるいは製造業者との間に値くずれその他不況のおそれもありますしまた不況もあり得るから、団体協約の話し合ひもあり得ると思う。また、そういう御心配があればこそ、再販売維持契約の規定までも今度お入れになるのですから、そういうことなら、いっそもう一歩進んで、今の中小企業団体組織法と同じように、団体協約といふのですか、組合協約と申しますか、その規定を酒税法

の改正案にお入れになるべきであると思うのであります。また、公取もそのようにお進めになった方が、むしろ中小企業を育成するには本来の趣旨であると思うのです。これができないのなら、よほどここに矛盾があると思うのですが、これは何方から御答弁を承わりたいと思ひます。

○泉説明員 お話のように中小企業団体法の方にあります組合交渉あるいは組合協約の制度を酒類業組合法の方にいれるかどうかという問題につきましては、先年中小企業団体法ができたとき以来、いろいろ検討いたしておるのですが、いまは、組合交渉という制度につきましては、いい面もあるわけですが、逆には悪い面も出てくるおそれもあるのではないかと、この点から、私どももいたしましては、中小企業団体法によるこの制度がどううふう運用されていくかどうか、その成り行きを見ながら、これを酒類業組合法の方に取り入れるかどうかというところを慎重に検討したい、こういう気持ちで今日まで至つておるのであります。

○奥村小委員 今の国税庁の方では、団体協約と申しますか、組合協約の規定を入れるにはいい面もあるが悪い面もある。そこで中小企業庁の方の中小企業団体組織法の実施のやり方を見て、うまくいったらそれをまたちよつだいして見習うと、なかなかうまい御答弁を言うておられるのですが、どうですか、組合協約は今までかなり行われて、それを認可した事例はたくさんあります。中小企業庁の方から承わりたい。

○川瀬政府委員 昨年の四月一日から

団体法が施行になりまして、そのあと団体法に基いて正式に組合交渉をやります、それから協約を結んだという事例はございません。事実上話し合いをやっておる事例は相当あると思っております。これは、私どもの方に出て参りませんので、よくわからないわけですが、事実上の組合交渉、それから組合同士の約束というものはございますが、法律に基くものはいまだ一件もございせん。

○奥村小委員 事実上の組合協約はあるといふが、それはお調べになつておられますか。もしここで御答弁がいただければ、資料があれば、非常に参考になつてくれるのですが……

○川瀬政府委員 現在調べましたものは持ち合せがございません。

○奥村小委員 それじゃ、組合協約の規定は、一べん通産省の実施の相手並みを見てから、酒税法改正をまた次の機会に考えていただくべきじゃないかと思うかと思つたので、この点はこれで打ち切っておきます。

今度は、再販価格維持契約の規定を今度の酒税法改正案に組み入れたことについて、お尋ねしたいと思つた。

公取の事務局長に伺いますが、独禁法の二十四条の二の再販価格維持契約の規定によつてすでに実施せられておる再販価格の維持契約はどういうものがありますか。参考のために伺つておきたい。

○坂根政府委員 二十四条の二で指定をしました商品は相当あるわけでございます。再販価格を実際上実施している件数は、キャラメル、医薬品、化粧品等の一部が再販価格の維持契約を

やつておりまして、あとは染毛料、歯みがき、家庭用石けん、雑酒とか写真機、ワイシャツ、こういうものは、商品の指定はしてありますけれども、現実に再販価格の維持契約は行なっておりません。

○奥村小委員 今お述べになりましたような主として日用品や写真機など、こういうものは再販価格維持契約ができるという指定を公取の方でなさつた、こういうわけですね。そこで、維持契約の価格の内容は、認可なさつたものは化粧品一つということですか。

○坂根政府委員 二十四条の一項を讀んでいただきますとよくわかりになると思つたのですが、これは、商品に指定いたしました、その指定された商品事業者が再販価格を決定して契約を結んだというときには、認可ではなくして公取に届け出るわけでありまして、これを届け出て、この再販契約を維持するためには正当な行為に依つて独禁法を適用除外する、こういうことになつておりました、それをやっておるものが化粧品の一部である。もう一つ薬品の中で大正製薬がやつておられる。それだけでございます。

○奥村小委員 これは日本で初めてこういうやり方をなさつたのですから、これを模範と申しますか、モデルにして、酒税法を今度改正して実施しようというのですから、先に実施した事例をよく承わりたいのですが、これは化粧品なり大正製薬の生産者が、たとえば幾ら幾らと卸売するから、それをまた幾ら幾らで中央卸をやって、末端では消費者に幾ら幾らで売らなさいというのを生産者がきめて認可を受けるのですか。届出するのですか。それか

ら届出すればそれはもう自然と認められるのですか。たとえば不当な値段であれば、それはそういうわけにも行きません。やはりそういうのは認可でなければならぬのですが、そういう点はどうなつておりますか。

○坂根政府委員 届出をしましたときに、われわれがその届出を受けるだけでございまして、しかし、その行為が、たゞし書きで、一般消費者の利益を不当に害することとなる場合、それから、その商品を販売する事業者がその行為であつて、その商品を生産する事業者の意に反してする場合、こういう場合は独禁法の適用を除外しない、こういうことになつております。

○奥村小委員 酒税法の今度の改正案では、大蔵大臣の認可を経なければならぬということになつておるので、そうすると独禁法よりも酒税法の方は規定がきびしい、こういうふうになつてくるのですが、立案者がおられぬが、おわかりになつておる人はちょっと御答弁を願ひます。

○泉説明員 お話のように、独占禁止法の場合におきましては、再販価格維持契約は届出だけでいいことになつております。それは、その前提条件として、再販価格維持契約を結ぶる商品を指定する際に一定の要件がありまして、日常の商品であるとか、あるいは独占的なものでないといった前提条件があった後、それを公正取引委員会の方で指定されて、それに基づいて再販価格維持契約を結ぶ、それでその価格が不当であれば、あとになつて不正取引だとかいうようなことで、それがいけないという措置をとることになつております。この酒類業組合法

の方にございますのは、酒はいろいろ競争関係にあります。それからまた、このビールなどにつきましては、先ほどお話がございましたように、四社でやつておるといったような点がございまして、ビールについて再販価格維持契約を結ぼうとするには、独占禁止法の方では困難なものだと思つてございまして、しかし酒類業組合法の方ではこれで結ぶようにしたい。それについては、やはり単なる届出制では他の酒類との競争関係からいたしましては適当ではない。やはり価格については大蔵大臣が責任を持って認可して、消費者に不当に不利益を与えないようにしなければならぬ。かような趣旨から、酒類業組合法の方では認可制をとつておるわけでございます。

○奥村小委員 今のビールもしょうちゅうも酒も一緒に酒税法で規定しようという矛盾が、私はここに出ておると思うのです。と申しますのは、独禁法からいけば、ビールなどに再販価格維持契約なんか許すべきものではないということになる。それを今度酒税法ではビールも許そう。その矛盾を解決するために、大蔵大臣の認可、こういうふうにおっしゃるのです。が、独禁法では当該商品について自由な競争が行われておるといふことが大原則です。ところがビールは自由な競争といえるか。四社しか作れぬ。新たにビールを作りたいといふたつて、なかなか大蔵大臣が認可せぬ。そういう独占的なものが再販価格維持の契約をするといふことは、事実上独禁法の非常な違反になると思うが、どうですか。公取は、もしこの酒税法改正案が通過して、大蔵大臣がビールを維持契

約に指定するという場合には、さつそく同意なさるおつもりでこの法律案に御同意になったのですか。

○坂根政府委員 この法律案でビールの再販価格を認可するかどうか認めないかというところは、今それを独禁法の点から見て、非常にむづかしい、あるいはやさしいといふことは、ちょっと私から申し上げにくい点もございまして、再販価格の維持に関する契約の規定は、大体独禁法の再販価格維持契約の規定をまねて、しかも酒税の保全のために必要だといふことでお入れになりたいといふことで相談を受けましたものですから、それなら差しつかえない、こういうことでこの法案に同調したわけでありまして。

○山本小委員長 ちょっと私聞きますが、独禁法というものは経済の憲法みたいなものだ。それから、酒税の確保といふことは、それに比べれば、私は非常に軽いもんじやないかと思う。重さが違ふもんじやないかと思う。それで、酒税の確保といふようなことさえあれば、今度独禁法はほとんど除外していけるというふうな実際の取扱ひであると、これは大きな問題になりはせぬかと思うのですが、そういう点ももう少し検討の余地はないですか。

○坂根政府委員 それだけでなくして、先ほど問答部長もお答えになつておりましたが、大蔵大臣の認可に際して消極要件が十分吟味することによつて、今山本委員長のおっしゃつた問題も解決されてくるんじゃないか、こう考へております。

○山本小委員長 それから、ついでだけれども、再販価格というものは指

○奥村小委員 政府委員にちよつとお尋ねしますが、この再販売価格維持契

独禁法に別に抵触することはなくなると思う。それから洋酒はすでにもうマル公ははずれておるので、そんなにあらわててこんな法律を入れにゃならぬこともない。どうですか。洋酒なんというものは、これこそ価格はまちまちです。ので、そして酒税確保のためという

ます。そこで、一番ピラミッドの頂点になりますところの業者が価格をくずすと、あとのピラミッドの下積みの方の業者に非常に影響が大きいわけでございます。そうしますと酒税の確保に差しつかえが起きる。従って、ピラミッド型の頂点にある業者は、できる

ルは、四社でもって話し合いをし、協定価格を作ったり、あるいは再販、維持契約を作ったりということが非常にしやすい。こういうものを公取が認めるということになれば、これは独禁法の精神というのは根柢からくずれてしまふ。公取はそれでよろしいですか。

を受けておるといふのでしう。酒の
ように、ビールもあるいは特級酒も政
府はそういう再販売維持契約が必要
というなら、酒団法人の規定でなしに、独
禁法の規定で維持契約の指定を受けな
らそれでよかろうと思う。今の白紙委
任状——同意を得るといいますけれど

も、どうせこれは形式的なものでしょう。公取もそう何もかも大蔵省へ城を明け渡さず、再販維持契約の規定は酒税法に入らずに、やはり公取が指定なさる、こういうふうにかれるのが私はよからうと思うのですが、公取の御意見及び立案者の主税局長の御意見、阿方承わっておきたいと思ひます。

○坂根政府委員 これは、今御指摘のように、あるいは独禁法の再販価格の維持契約の条項でやられても可能であろうかと思ひます。しかし、二十六年の酒税法ですか、そのときにすでに協定価格の独禁法からの適用除外規定を作っているわけですから、再販価格というものの実態が独禁法自体にも適用除外をしているのであるから、それがどちらの法の規定をされても実態的には一向差しかえないのじゃないか。ただし、今同意は形式的であるうとおっしゃっておられましたが、私もこの同意は非常に厳密にやるつもりであります。

○原政府委員 これを独禁法の体系でやるかどうかということはもちろん議論のあるところではありますが、御案内の通り、酒という商品は非常に多額の税を負担するものとして生産され販売されるものである。私も税の当局としては、税が確実に入るということについては非常な関心を持つわけですが、そういうような意味で、通常の商品と違うということから、もうすでに数年前からこの協定価格を酒税法に入れていただいて、今回もお願いいたしてあります。格好は基準価格というように他の商品に例のないことをやろうということでありまして、そういう経過と

また事例の実態からいって、酒税法に規定するのを認め願ったという次第でありまして、これはやはり酒という商品の実態を特に考えた上で、こういうことになったというふうにご理解願いたいし、またそういう線で先ほどお話しの大いに協定を勧告しろというふうな線であれば、やはり一種の特殊な商品群としてお考えになる意味から、こういう形を御承認願えるのではないかと私は思ひます。

○山本小委員長 ちょっと私関連して伺いますが、私は、今言った経済における競争というのは、経済という立場から見れば生命だと思ふ。だから、その経済の生命を維持するために公取というものが置かれておる。そして、業者からは反対がありまして、独禁法というものを日本だけでなしに作っているのだ。ですから、経済という立場からいえば、競争というものを維持していくというのを日夜忘れぬようにしなければいかぬと私は思ふ。

もう一つ、社会的な面から、経済は競争だけでも、社会的な合理性といいますが、社会的な関係も考えていかねければならぬ。そこで、そういったような、たとえば社会的な面からいろいろ保護すべきものもありましょう。しかし、競争の面だけではやめさせる、一種の独占を形成させるといふことで保護するのでなしに、競争はさせる、しかしその他の面で保護していくというのか、負担をかける。簡単に申しますと、独占を形成することによって、競争をやめさせることによって保護するのじゃなくて、税金の方などはむしろ軽くすべきだ。競争はさせる。それを税金の方ほうんと負担をかけて、税金

を確保するというために——これは一例です。税金だけじゃありませんが、外部で非常な負担をかけておいて、今度はそれを確保するというか、今度はいかせるために、競争は困るからといって、今度は競争の方をなくして保護していくというものは、これは酒の場合だけじゃありません。一般的にポイントが逆じゃないか。つまり競争は確保していく。しかしその他の面で、競争を阻害してない点で保護していく。突っかい棒をしてもよろしい。ところが、ほかの点で負担をかけておいて、競争の方を緩和して、それで一つその負担をになつていかせようというものは、これはこの法案に直接関係して申し上げるのではないですけれども、よほど考えていってほしい。つまり生命を失うようなことになつておそれがある。こういうこととです。これは、この法案から反対という意味じゃなしに、一般的な考え方として御感想を聞いておきたいと思ひます。

○坂根政府委員 ただいまの山本先生の御意見は、私も全く同じような意見を持っております。しかし、山本先生の御専門であられるエアハルトの論も、ドイツの現実の産業構造においては、かなり骨抜きな独禁法ができざるを得なかったというものは、やはり山本先生のおっしゃる理念は理念として正しいと思ひますが、現実には多めるときは、そこに応用する原理は多少の修正が必要じゃないか、こう考えておられます。その修正はもちろん先生の御注意の通りに行き過ぎてはなりませんけれども、ある程度の独禁政策

の理念の修正された型で独禁の法律の体系ができていく、こう考えざるを得ないのではないかと思ひます。

○原政府委員 ただいまの小委員長の御話は、大へん重要な点であります。私どもとしての意見を申し上げさせていただきます。率直に申し上げますと、その終局は酒税負担否定論といたうことになると思ひます。もちろんそういう考え方があると思ひます。およそ私企業の自由な活動を税というものはやはり制約を加えますし、税が乗つてくればそれだけ危険負担も大きくなるというふうなことでありますから、完全な、障害が一番少い形で私企業を行うということになれば、税はゼロまで否定されるということになるわけですから、その点、私どもは、やはり酒類というものは、その嗜好性のゆえに税をかける物資として、各国とも最も間接税の体系の中では好適な対象である。たばこと並んで重い税をかけておる。現在の日本の税も重いですが、英、米、仏、独、そういう各国の税負担に比べるとまああとというところであつて、おっしゃる通りに単純にこれを排除することによって、この業界を救うというのか、安定させるという考え方では、私は財政収入の主軸の一つである酒税収入の将来が非常に心配だという感じがいたします。その辺は、やはり財政需要の総体の中において、酒税でとれないのなら何かで国民が負担しなければならぬ、そういう税体系における他の代替的な課税の可能性、その限界というものをあわせて考えなければならぬ間

題である。私はそこにはなかなかむずかしい判断が要するのじゃないか。率直に申せば、やはり酒は相当負担をしていただかなければならぬのだから、おっしゃるようなすべての障害を排除した条件における完全自由競争ということを中心として酒の業界に当てはめるといふことは、現実問題としては、かなりいいと思います。まずむずかしいのじゃないか、そういう感じがいたします。その辺は十分お考えをいただきたいと思ひます。

○山本小委員長 今の点もとてもですが、私の言いたいのとは完全自由競争をやらせろと言っているのじゃないのです。独占を形成しなければならぬ。ぬような負担をかけるべきじゃないだらう。問題はそこなんです。つまり税のみならずいろいろな負担をかけていく、その負担をになわせるためには、経済の生命である競争——これはもう完全自由競争というのはいり得ないのです。しかし、独占を形成しなければ負担できないというところまで荷物を負わせておいて、その荷物を運ぶためには独占を認める、こういうことをもし一般的にやっていたら、これは経済というものはもう生命を失うようなことになってしまふ。しかもそれは私は私的独占だけではないと思ひます。私的であれば独禁法にひつかかるといふものを、公けの政府の勧告、行政の勧告などでやったり、単独立法でやればそれは違法にならぬのだという、そういうルールを考へ方で、私的にいけば独禁法にひつかかるといふ——経済の生命を失わせるようなことを、たまたまある省が勧告に基いてやったら、法

律でやれば差しつかえないのだという
ような、そういうことに疑はずみな
考え方で進んでいったら、私は日
本の独禁法の適用で大きな穴はそこ
にあると思うのです。こういうことを
やるから結局もう独禁法緩和——緩和と
いうのは緩和しなくても、各省の勧告
でやったりは除外される。単独立法
であれば除外される。ほとんど除外さ
れるなら、独禁法そのものを緩和した
方が手っとり早いではないかというこ
とになってきておりはしないか。これ
はもう一ぺんあなたのお考えを——そ
ういう傾向はないですか。

○坂根政府委員 ただいまの山本委員
長のお説は、要するに現在の独禁法体
系があって、それで単独法によって適
用除外がふえてきておる。あるいはま
たある省の行政勧告によって事実上の
独占が行われておる。これはおかしい
ということでございますが、私どもも
それはそうであるかと思ひます。しか
し、単独法でやるといふ考え方には、
政府という一つの公けの建前からこれ
を監督するわけでございまして、その
形態はあるいは独占でございまして
が、しかし、政府の公益の立場におけ
る監督があるということによって、い
わゆる独占とすれば、その独占の弊害
を最もミニマムにするという作用をし
ておるわけでありまして、そのミニマム
にする作用をわれわれと協議をして
やっていきたい。現実の単独法の適用
除外の場合はそう考へておるわけであ
ります。

○山本小委員長 さつきエアハルトの
話を言いましたが、あれはエアハルト
自身が出した原案が骨抜きになった、
事実はそのうなんでしょう。しかし、そ

れはエアハルト自身がやむことを得ず
妥協したのであります。やむことを得
ず妥協したのであって、たとえば政府
原案がいろいろの陳情によって妥協し
たというのとよく似寄ったような関係
で言ったので、私は具体的にそれはそう
いふことが起るのには仕方ないと思ひ
すけれども、やはり精神だけは一つ
しっかりしておいてほしい。

奥村君どうも失礼しました。

○奥村小委員 私は、ここで、大事な
ことですから、これはどうしても公取
の明確な御答弁を一ついただいておき
たいと思ひます。再販売価格維持契約を指
定する場合は、当該商品について自由
な競争が行われておること、これは大
きな条件、しかも一般消費者により日
常使用されるものである、この二つの
要件。

〔小委員長退席、川野小委員長代
理着席〕

そこで、酒税法のこの改正案で再販売
価格維持契約の規定が入りまして、
大蔵省からこれを認可するための同意
を求められた場合に、公取の立場をこ
こで明確に一言明しておいていただ
きたいのですが、商品について自由な
競争が行われるということとは、たと
えば製造販売などを新たに事業を開始
したいという場合の免許なども自由に与
えられる。大体免許制度というものは
おかしいのですけれども、免許が自由
に与えられる、だれでも自由に競争が
できるということが条件であります。
ところが、たとえばビールなどは、今
もお話のように、非常な設備もかか
るからこの免許はできない。そういう
ように自由な競争が非常に制限されて
おるのです。そういう場合に同意は与

えられぬということとは、ここではつき
りなさぬと誤解を生じますから、そ
こで主税局長にちょっとお尋ねしてお
きます。公取の言明のある前にちょっ
と私は申し上げますが、非常に高率な
税を負担しておるからこういう問題は
起るのですが、そこでわれわれは減税
がマル公廃止の先にこななければならぬ
のではないかと。ところが、主税局長は、
日本のこういう課税は諸外国と比較
してそんなに高くないような今お話で
すが、たとえばビールについて言いま
すと、ドイツにおいてはビールは日本
の税の一割しかかかっておらぬ。これ
は主税局長も調べになったはずで
す。一割しかかかっておらぬので、ドイツ
ではまるでお茶を飲むようにビールを
飲んでおる。従って、たしかビールの
製造については許可制があったかな
かったか、ともかくビールの醸造をや
りたければだれでもできるような制度
になっておる。私には三年前には調
べておる。そのように税が低ければ、
だれでも作れる。従って自由な競争が
できる。こういう場合なら、再販売価
格維持契約を作ってもいいでしょう。

それは公正な取引ができますからい
い。しかし、日本はドイツのビールの
課税の十倍もかかっておるから、それ
じゃいかぬということになる。結局、
先ほど山本さんのおっしゃる通りに、
独占的な傾向が強くなる。そういう場
合に、この再販売価格維持契約を結ば
したら、それこそ独占的な傾向がなお
強くなる。だから公取の方はなかなか
同意が与えられぬということになるか
ら、やはり税は重過ぎるので、できる
だけ政府としても下げたいのだという
ことくらいは、ちょっと言葉を添えて

おいていただけると、われわれも納得
できる。税の重いのは当たり前だと言
われるから、ついこつちもそう言わざ
るを得ぬ。税が重いために、新たに
ビールを作ろうという者の認可ができ
ない。先日、ほかの委員会でも、ビー
ルなんかほとんど許可さればいいじゃ
ないか、日本では大学が各府県に一つ
ずつできたくらいだから、ビール会社
も各府県に一つくらいできていい
じゃないかという意見も出ておる。そ
れを新たに認可しないという状態な
ら、やっぱり自由の競争は避けられて
おるわけだ。というのは、税が高率過
ぎるからそうやたらと製造の許可もで
きない、こういうことです。それな
ら、そういう場合には再販売価格維持
契約というようなのは許可すべきで
ない、こういうことでありますから、
今のような状態であれば、大蔵省から
再販売価格維持契約の認可の同意を求
められても、公取は同意が与えられ
ぬ、こういう公取の態度をはつきりこ
こでお示しを願いたいと思ひます。

○原政府委員 税が非常に重くから公
正な競争ができない、まず税を下げる
のが先だ、そういうお話でなくて、酒
税は重いから、何とか下げぬかとい
うお話であれば、私は決して重いこと
を否定いたしませんし、全般的に国民の
税負担は軽減して参りたい。その一環
として、いつまでも直接税、所得税と
ばかり言っている時代ではなくなっ
てきつとあるという事は、私は最近た
びたび申し上げております。ただ、この
連で、税が重く公正な競争ができな
いからまず下げろということになりま
すと、さっきの酒税否定論の色彩を非
常に濃くしますので、そこはやっぱり

若干ずつ下げていくのがせいぜいのこ
とであつて、通常の商品のように税が
少ないというようなことにはなかなか
いけないのじゃないか。やはり相当な税
負担はしていただかなければならぬ。
やはり今重いという現実の判断に立っ
て、他の間接税あるいは所得税、法人
税等との比較をしながら、税負担の軽
減をはかる場合にどういう順序を与
えていくかという問題としてこれを考
へたいと思つております。

○坂根政府委員 ビールの再販売価格
の同意を求められたときに、公取はこ
れに同意するかどうかということと言
明せよという御趣旨の御質問で
ございまして、私どもの役所の建前
は委員会制度でございまして、委員
会の決定によってこれを行つてあり
まして、一事務局長がここでイエス、
ノーを言うわけにはいきませんが、前
提として考え方としては、今奥村先生
の御指摘なさつたように、自由に競争
が行われておるといふことはどうして
も考えざるを得ないエレメントであ
る、こう考へております。

○奥村小委員 私は常々公取がと大
蔵省にやられておるやせぬかと思つ
ておるから、たまには公取の応援もし
ておきたいと思ひます。というのは、酒
税法を読んでみますと、どうも大きいもの
がますます強くなつて、小さいものが
ますます弱められる傾向が強いから、
せめて公取にそれを押えてもらわな
ければいかぬ、こういう意味で申し上げ
た。どうして大きいものが強くなつて
小さいものが弱められるかということ
は、これからまたいろいろ議論の中
で聞いていただくとおりであります。た
だいまの御答弁で一応は了承しておき

ますが、今の御答弁なら、いっそ再販売価格維持制度はやはり公取の責任として、何も酒団法にこんなものは入れない方がよいということ、公取が最初から相手にならぬ方がよかつたということをつけ加えて申し上げておきます。

それから、中小企業団体組織法と読み合せてみると、先ほども申し上げましたように非常に問題が明確に現われてくるのです。今度酒団法改正には基準販売価格の規定を入れる。これは何のためにこういう規定をまたあらためて入れなければならぬのか。この規定を入れるために、今度は協定価格の認可を受けようという場合には基準販売価格を不当に下回った価格の売買がある場合という規定になりますから、協定価格の認可を受ける段階が一段階ふえてきた。

〔川野委員長代理退席、委員長着席〕
そういうふうに見ますと、現在でも、中小企業団体組織法と比べると、協定価格が結びにくいのかかわらず、なおまた結びにくい規定をたくさんお入れになる、こういう不安を私は思う。基準価格はおそらく全国的におきめになるでしょうが、再販売価格維持契約というものは、これは生産者と卸と、小売段階でいけば協定の協定、それから協定価格はいわば販売業者あるいは生産者、横の協定、縦と横の協定の上になおまた基準価格を作り、また制限販売価格を作る、こういうふうな制度をいかにいかに入れ込められるから、中小企業団体組織法のよう、ただ一本の協定価格というふうに規定しなくてはならないから、今

まで七年間協定価格が順調に進められておられるのに、こういうものをやったら、なお私は協定価格が結びにくくなると思う。この不安を私は特に持つておられます。そこで、再販売価格維持契約で、生産者と卸と小売との間に契約ができた場合、それと今度協定価格との間に、つまりそこを来たす場合も考えられますね。その場合は、協定価格はその再販売価格維持契約の部分だけ除外されるのですか。その関係はどうなりませんか。縦と横との価格協定がどちらがくずれやすいのですか。

○吉田説明員 再販売価格維持契約と小売段階もしくは卸売段階の協定価格が重複した場合というお尋ねでございますが、再販売価格維持契約は、御承知のように別に不況条件も何もない価格であります。協定価格は一定の不況条件が——今度はだいぶ緩和いたしました。今むずかしくなつたとおっしゃいましたが、逆にむしろ緩和しております。緩和した条件ではございますけれども、一定の不況条件が生じた場合の価格でございます。従いまして、これ以上下り得ない価格という形になつて参りますから、その再販売価格維持契約と協定価格とが両方あった場合、おそろく協定価格の方が低い価格になる。その協定価格は、それ以下に下り得ないという価格でございますから、おそろくその上で売るといふことについては、協定違反も何もない。従つて、再販売価格維持契約で売っている限りは協定違反にはなり得ないというところで、両者並立し得るものだと思います。

○奥村小委員 今の御答弁で、かなり政府の意図するところはわかりました。再販売価格維持契約は不況条件がないのでありますから、どうしても協定価格よりは上回る。しかし、それを反面からいえば独占的な価格になりやすいというところになりますから、一面は安心であります。一面は不安がなお深くあるわけがあります。それなら、基準販売価格というものはどういふ目的で作られるんですか。これは酒税の保全のためにということと提案趣旨にも出ておりますが、酒税の保全のためならば、制限販売価格もあるのですから、協定価格もいけば最終的な酒税保全のための規定であり、また最後には勧告も命令も出せるのですから、基準価格は何も酒税保全のためのみにこれは入れるべきものじゃないかと思うので、もう少し基準価格を作る目的をはっきりさしていただきたいと思います。

た。再販売価格維持契約は不況条件がないのでありますから、どうしても協定価格よりは上回る。しかし、それを反面からいえば独占的な価格になりやすいというところになりますから、一面は安心であります。一面は不安がなお深くあるわけがあります。それなら、基準販売価格というものはどういふ目的で作られるんですか。これは酒税の保全のためにということと提案趣旨にも出ておりますが、酒税の保全のためならば、制限販売価格もあるのですから、協定価格もいけば最終的な酒税保全のための規定であり、また最後には勧告も命令も出せるのですから、基準価格は何も酒税保全のためのみにこれは入れるべきものじゃないかと思うので、もう少し基準価格を作る目的をはっきりさしていただきたいと思います。

○原政府委員 けさほど来、マル公公定価格の問題から話が出ましたので、公定価格は今としてはもう時代に合わない。これはだれも認めるところだ。しかし、一方、酒というものは非常に重い税を負担しておいて、業界も大へんであるが、政府も税がうまくとれるかどうかというのを非常に心配しておる。そうすると、その酒の生産なり流通なりについて、いろいろな仕組みを考へるのは当然であるわけですね。その仕組みの一つとして、価格面でも今考へました中心が基準価格であります。これはまあいいつてみれば、公定価格はもう時代おくれだといつて排斥しながら、やはりその特つておつた価格支持力というものは、われわれ非常に魅力を感じる。それをとつておきたいという気持はあるのです。しかし、そ

れを公定価格だといつて純真な小学校の生徒に公定価格を説明するならば、これより高く売っちゃいけないんだ、あまり高く売つたら買う方が迷惑する値段なんだよ、というようにことになる。ところが、実際にはそれより安く売つちやいぬというようなことを、けさほど役所も答弁するような時代になつておる。それではいけません、堂々とやつていただきたというものが年々いわたる趣旨であり、いわれた趣旨は必ずしもそういう支持価格というよりも、やはり競争による消費者の利益、またそれは生産者の向上もあるという線を強く要望されたことなので、それはやります。やはりこういう重い税を負担する物資であつてみれば、いわゆる定価売りの気持を業界も持つていかないと、なかなかうまくいかないというふうな要望もあるわけですね。その要望をそれに真正面から答えて、これならそうだとはいきり言えるのをとうとうというのが基準価格であります。マル公というのはいかに、実質上そうだとはいきり言わねが、法理的に洗つてみると、そんな性格は一つもないわけですね。また、かような制度でいこうというのが基準価格の本旨であり、また、今申しましたような意味で、われわれが酒税の保全、業界安定のためにこういうのを望んだというところであります。

○奥村小委員 そこで、政府の意図するところは大体はつきりいたしました。基準価格は、マル公の持つておつたような価格支持力と申しますか、マル公を撤廃すれば、はつきり価格の基準を支持した方がいい、業界もそれ

望むということでありまして、それを置くんだ、こういうことですから、趣旨はよくわかりますが、それならマル公を廃止せずにそのまま残しておけばいいじゃないかと申しますと、いや、マル公は物価統制令に基づくものであるから、物価統制令という戦時中のあの印象を拭払うために、こういうことですから、それだけなら、物価統制令に基いたマル公のかわりに、今度酒団法に基いたマル公と同じような性格のものを基準価格に置いておこう、残しておこう、こういう趣旨ですね。

○原政府委員 今まで、マル公が、本来そういう意味を持つていないのに、人々が持つていて間違つて思つておる性格があるわけですね。その性格は、もういよいよ血で血を洗う販売競争の際には、もろくもくずれ去るものであります。しかし、マル公においては、人々は一瞬のイメージと申しますか、マル公にそういう捨てがたいよさというものを認める。法律的にはマル公には何の効力はない。われわれは、そのよさというものは酒類業界のために必要である、また酒税確保のためにも必要であると思つて。で、今は何の効力もないマル公にそれを感じておる。そういうことではいけない。ほんとうに法律的にささえるような形のものを持つべきだ。また堂々とやるといふ意味でもです、マル公を墨守と申しますか、マル公制度を墨守していることは、そういう業界の安定のためにはいいけれども、反面、最近の日報紙あるいは週刊誌をこらになつても、マル公というものが、業界の競争を押えておるといふような角度ではけなされるわけ

すね。これ以上で売ってはいけな
だ、安く売ってくれるのはいは
のが、これで押えておるとい
るというように、これは基準
格にもある性格ですけれども、
というものは本来やるべきで
ない、非難があるわけですね。
業界安定、酒税確保のために
は、酒税確保のためにそれは
るのですから、やらしてくれ
方が、国民は、どうせやられ
る、より男らしい態度と思っ
てくるだろう、こういうわけ
です。

○奥村小委員　そこで、基準
も、これは大蔵大臣が適正な
いは適正な利潤をはき出して
になる。だから、これはマル
るのとほとんど同じ趣旨にな
うと思ふのです。ところが、
主義経済の建前で、価格とい
需要と供給との関係によつて
が大原則なんです、従つて、
者、つまり生産者、卸、小売
自分の物に自分の値をつける
なんで、そういう私的な取引
府が介入して、何ぼが原価で
ばが適正なマージンであつて
値段をつけるというものは、
経済の建前においてははな
でない、好ましくない、こう
である。従ひまして、大蔵大
類業者の価格を、たとい基準
でもこれをきめるといふこと
入つて、それはほんをばい
ジンは幾ら、小売のマージン
ということはわづらわしい。
まで国税庁もわづらわし過ぎ

とし、去年は手をあげて、も
ことは困りますというので、
廃止の一つの原因になったの
思います。しかし、そういう
しいことを政府がまた法律に
やりになるというものであり
ら、大へん御苦労なことであ
が、これは、自由経済の時代
て、また独占禁止法などの法
する際において、なるべくな
ければならぬ。避けねばなら
なおかつこの法律を入れよう
には、よほどの理由がなければ
ぬ。それは酒税の確保という
なんです。それは酒税の確保
したのであるが、しかし、こ
うも議論になりますから、尋
えていきます。

そうすると、基準販売価格
のお出しになる場合は、マル
じような価格になると予想さ
が、そうなりますか。

○原政府委員　大体マル公
なことだと思ひます。しかし
が違つてきます。マル公はこ
て売つていきます。マル公は
が、基準販売価格というもの
は基準である、従つて、酒な
御案内の通り銘柄が幾つも
り実力相場というものがござ
ら、これは基準であるけれど
のは高くなり悪いのは安くな
う、一種の序列といひますか
ある程度やういふことだと思
す。基準という概念の中には
う格差も認めるといふことが
ていふとお考へいだかなけれ
ないと思ひます。従ひまして
春あつたやうな、これととき

これより一文も高く売つちや
というやうなことがないで
済の実態の許し得る幅の中
という融通性があるわけだ
し、やはり心算は通つてお
うなことで、市価の安定に
与するといふ考へであります。

○奥村小委員　それでは、
尋ねたこの問題の締めくく
して、私の質疑はききうの
応打ち切りしたいと思います。

第一類第五号(附属の二) 大蔵委員会税制並びに税の執行に関する小委員会議事録第八号 昭和三十四年三月二十日

も、概念的には、マル公があ
準販売価格を置いて差しつか
けですけれども、ある間重
いうこともなからう、廃止
それを考えればよろしいの
と私は思ひます。なお、そ
条の協定の条件としての「
格を著しく下廻る等の事態
は、これは読みようであり
れは一種の例示的なものでは
かと私は思ひます。かつ、
いて「健全」となつており
るおそれがある」となつて
で、その間は基準販売価格
この条文は読める、この法
売価格の規定自体で定める
る、そういう権能を与える
になつておりますので、一
ますれば、なくても協定価
というふうに読んで差しつか
思ひます。

○奥村小委員　中小企業
しても、酒税法にしても、
定価格によつて業界の安定
う趣旨であり、従つて、協
うものは業者がみずから
認可を得る、つまり価格を
は業者自身がきめる。とこ
度のこの基準販売価格とい
力な拘束力はないと申し
の、今の国民大衆に対する
しますか、精神的な力とい
つと私は思ひます。つまり
そういう価格をきめるとい
マル公の場合はあつたので
も、マル公が撤廃されて、
かの法律で政府が価格を
ことは、酒税法以外には
う。従つて、これは独禁法

公正取引を監視する立場から
るべきであると思ひますが、
てこういう規定を入れること
は、どういう理由でお認め
ですか。

○坂根政府委員　ただいま
らお話しになつたやうな趣
れは了承したわけでありま
す。

○奥村小委員　ほかに何か
すか。

○原政府委員　マル公以外
制令以外でいろいろ価格を
う例はほかにも相当ござ
えは臨時肥料需給安定法
爾系価格安定法による硫
による小作料、地代家賃統
代、家賃、それから各種運
よる港荷役の料金あるいは
金、その他ここにありませ
ういうもので三ページくら
す。

○奥村小委員　まだほかに
質疑が残つておりますが、
れをもつて終ります。

○山本小委員長　本日は
わたつて非常に熱心に審議
だいて、問題は非常に明ら
たと思ひます。なお質問者
けれども、きょうはこの程
て、来たる二十五日に開
いたします。

本日はこれにて散会いた
午後五時九分散会

○奥村小委員　まだほかに
質疑が残つておりますが、
れをもつて終ります。

○山本小委員長　本日は
わたつて非常に熱心に審議
だいて、問題は非常に明ら
たと思ひます。なお質問者
けれども、きょうはこの程
て、来たる二十五日に開
いたします。

本日はこれにて散会いた
午後五時九分散会

第一類第五号(附属の二) 大蔵委員会税制並びに税の執行に関する小委員会議事録第八号 昭和三十四年三月二十日

○奥村小委員　まだほかに
質疑が残つておりますが、
れをもつて終ります。

○山本小委員長　本日は
わたつて非常に熱心に審議
だいて、問題は非常に明ら
たと思ひます。なお質問者
けれども、きょうはこの程
て、来たる二十五日に開
いたします。

本日はこれにて散会いた
午後五時九分散会

第一類第五号(附属の二) 大蔵委員会税制並びに税の執行に関する小委員会議事録第八号 昭和三十四年三月二十日

○奥村小委員　まだほかに
質疑が残つておりますが、
れをもつて終ります。

○山本小委員長　本日は
わたつて非常に熱心に審議
だいて、問題は非常に明ら
たと思ひます。なお質問者
けれども、きょうはこの程
て、来たる二十五日に開
いたします。

本日はこれにて散会いた
午後五時九分散会

第一類第五号(附属の二) 大蔵委員会税制並びに税の執行に関する小委員会議事録第八号 昭和三十四年三月二十日

昭和三十四年三月二十六日印刷

昭和三十四年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局